

# 第2章

## 犯罪被害者等のための 具体的施策と進捗状況

第1節	損害回復・経済的支援等への取組	18
第2節	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	33
第3節	刑事手続への関与拡充への取組	56
第4節	支援等のための体制整備への取組	65
第5節	国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	88

# 第2章

# 犯罪被害者等のための 具体的施策と進捗状況

平成27年度中は、27年度末までを計画期間とする第2次基本計画に基づき、犯罪被害者等施策の推進を図った。

第2章では、第2次基本計画に基づき、主に27年度に講じた施策について、同計画に盛り込まれた具体的施策ごとに記述する。

## 第1節 損害回復・経済的支援等への取組

### 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

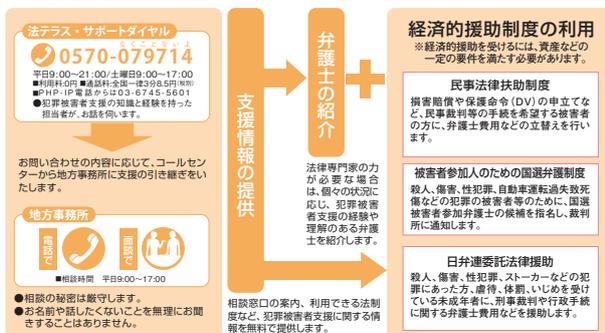
#### (1) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号1※1】

ア 日本司法支援センター（通称「法テラス」）においては、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際に、収入等の一定の条件を満たすことを確認した上で、無料で法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用の立替えを行っている（日本司法支援センターウェブサイト「法テラスの目的と業務（民事法律扶助業務）」：[http://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/mokuteki\\_gyoumu/minjihouritsufujo/](http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/)）。

犯罪被害者等が、加害者から任意に損害賠償を受けることができず、弁護士等に委任して民事裁判等手続を通じて損害賠償を求める必要があるものの、弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合には、民事法律扶助制度を利用することによって当該費用が立て替えられ、原則として毎月分割で償還することとなるので、経済的負担が軽減される。また、犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度（平成20年12月施行）の利用に当たっても、民事法律扶助制度を利用して弁護士費用等の立替えを受けることができる。

図表2-1 犯罪被害者支援業務



提供：法務省

【施策番号2】

イ 日本司法支援センターにおいては、犯罪被害者支援の経験や理解があるとして弁護士会から推薦を受けている弁護士を、個々の状況に応じて紹介しており、28年4月現在、3,441人の弁護士を紹介用名簿に登載している。27年度中の紹介件数は1,603件であった。

また、犯罪被害者支援に携わる弁護士に

※1 第2次基本計画（P102）との対応状況を明らかにするために付したものの。

よるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、上記紹介用名簿に登載した弁護士等を

対象とした犯罪被害者支援のための研修を共催している。

図表2-2 日本司法支援センターによる支援

業 務	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
犯罪被害者支援業務							
精通弁護士紹介件数	898件	929件	877件	1,013件	1,330件	1,491件	1,603件
精通弁護士名簿登載者数	1,839人 平成22年4月現在	2,028人 平成23年4月現在	2,364人 平成24年4月現在	2,454人 平成25年4月現在	2,705人 平成26年4月現在	3,008人 平成27年4月現在	3,441人 平成28年4月現在

提供：法務省

(2) 日本司法支援センターによる支援の検討及び施策の実施

【施策番号3】

第2次基本計画により、法務省及び日本司法支援センターにおいては、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、同センターが支援を行うことについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施するとされたところ、平成26年4月から、支援を受ける要件を満たす場合に、カウンセラー等の同席費用

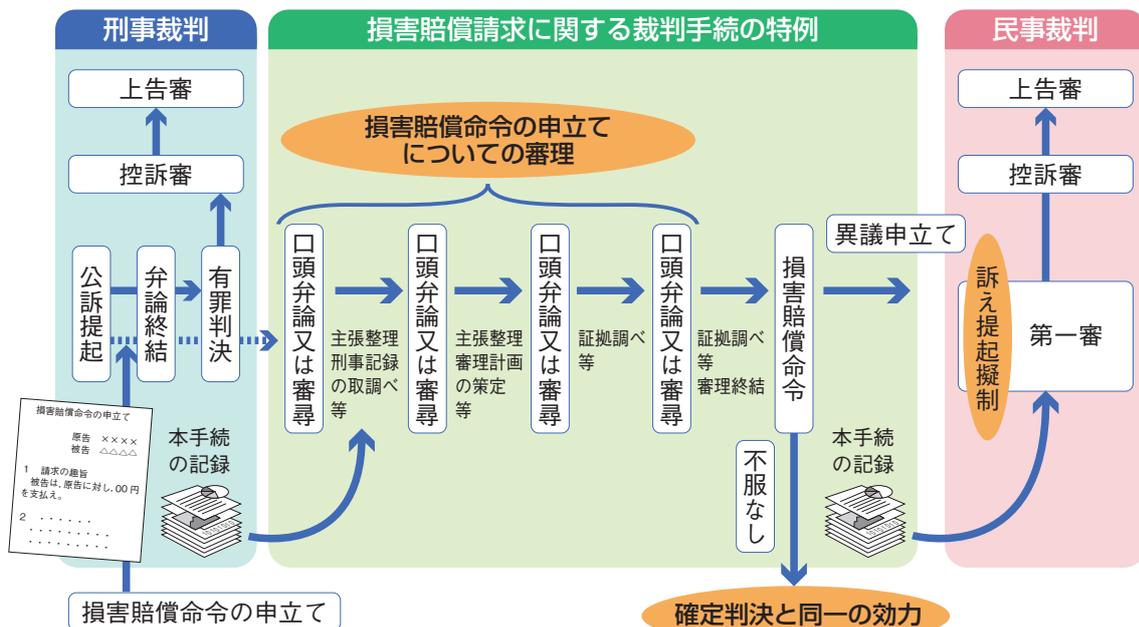
を、同センターが実施する民事法律扶助制度による立替払の対象とすることとした。

(3) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

【施策番号4】

警察においては、「被害者の手引」(P75【施策番号170】参照)等により、損害賠償請求制度の概要等について、紹介している。法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、損害賠償請求に関し刑

図表2-3 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要



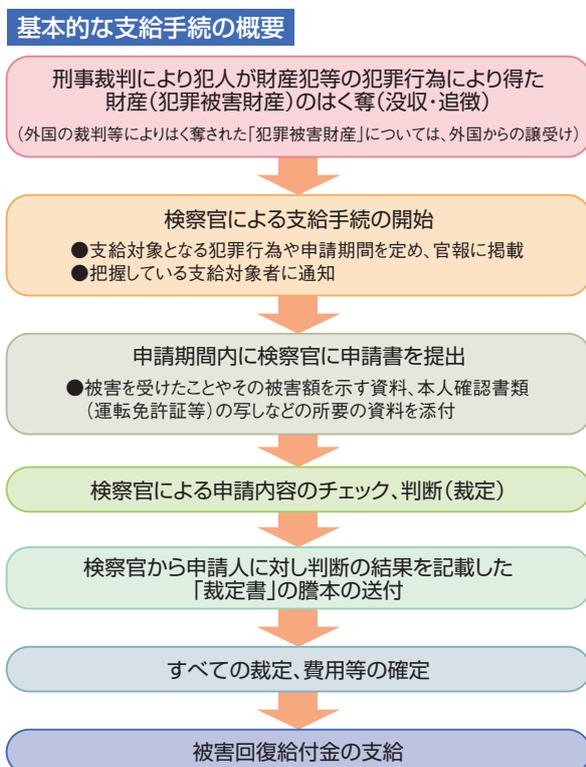
提供：法務省

事手続の成果を利用する制度（損害賠償命令制度）について紹介している（P60【施策番号117】参照）。

損害賠償命令制度については、制度導入以降、平成27年末までに1,864件の申立てがあり、そのうち1,765件が終局した。その内訳は、認容が851件、和解が353件、終了（民事訴訟手続への移行）が236件、取下げが207件、認諾が75件、却下が22件、棄却が6件、放棄が1件等である<sup>※2</sup>。

また、これまで、多くの検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者に被害回復給付金として支給するための手続（被害回復給付金支給手続）を行っている。26年に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは15件であり、開始決定時における給付資金総額は約2億5,401万円であった。

図表2-4 被害回復給付金支給制度



\*検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」に任せることがあります。

提供：法務省

図表2-5 被害回復給付金支給手続の状況

	支給手続開始決定件数	開始決定時給付資金総額
平成22年	12件	7,892万5,743円
平成23年	14件	2億604万1,619円
平成24年	23件	3億9,871万6,097円
平成25年	18件	約1億4,600万円
平成26年	15件	約2億5,401万円

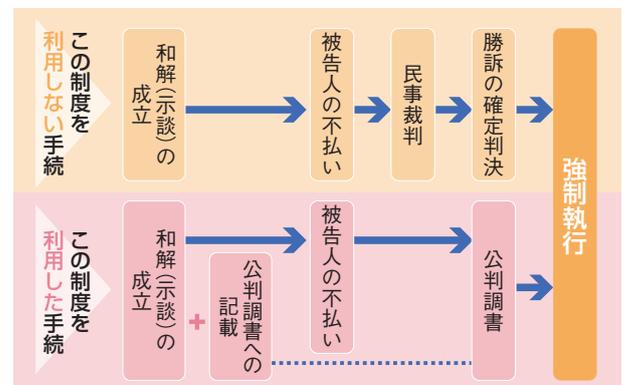
提供：法務省

(4) 刑事和解等の制度の周知

【施策番号5】

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、刑事和解の制度の周知を図っている（P60【施策番号117】参照）。また、検察官等に対しても、会議や研修等の機会を通じて刑事和解等についての理解を深めさせており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。

図表2-6 刑事和解制度



提供：法務省

この制度による申立てが公判調書に記載された延べ数は、制度導入（平成12年11月）以降27年末までの間に617件であり、うち27年は17件であった。

※2 最高裁判所事務総局の資料による。

図表2-7 刑事和解制度の状況

年次	事例数
平成23年	30
平成24年	38
平成25年	29
平成26年	20
平成27年	17

(注)  
 1 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。  
 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。

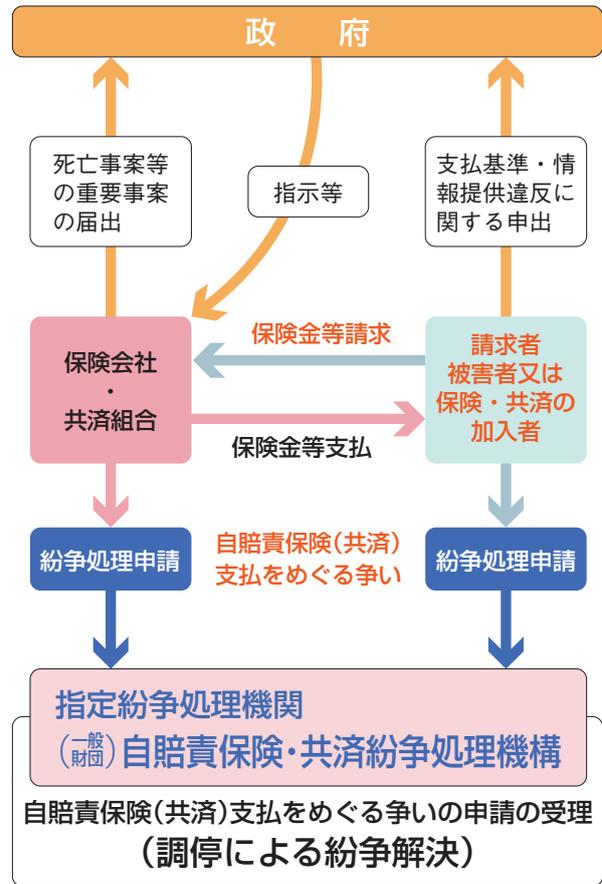
提供：法務省

(5) 保険金支払の適正化等

【施策番号6】

ア 国土交通省においては、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)に関して、保険会社等による被害者等に対する情報提供措置の義務付け、保険会社等への立入検査(平成26年度実績：61箇所)や死亡等重要事案の審査(26年度届出件数：10万2,913件)に伴う指示等を通じて保険金支払の適正化を図っている。また、自賠責保険金の支払等に関する紛争処理のため、自動車損害賠償保障法に基づく指定紛争処理機関である、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構(<http://www.jibaiadr.or.jp/>)に対し、紛争処理業務に要する経費の一部を補助している。同機構では、被害者等からの紛争処理申請に基づき、弁護士、医師及び学識経験者により構成される紛争処理委員による調停を行っている。26年度の紛争処理件数は、871件となっている。

図表2-8 自賠責保険(共済)支払をめぐる争いの申請の受理



提供：国土交通省

図表2-9 紛争処理の状況

	紛争処理件数
平成22年度	893
平成23年度	951
平成24年度	894
平成25年度	872
平成26年度	871

提供：国土交通省

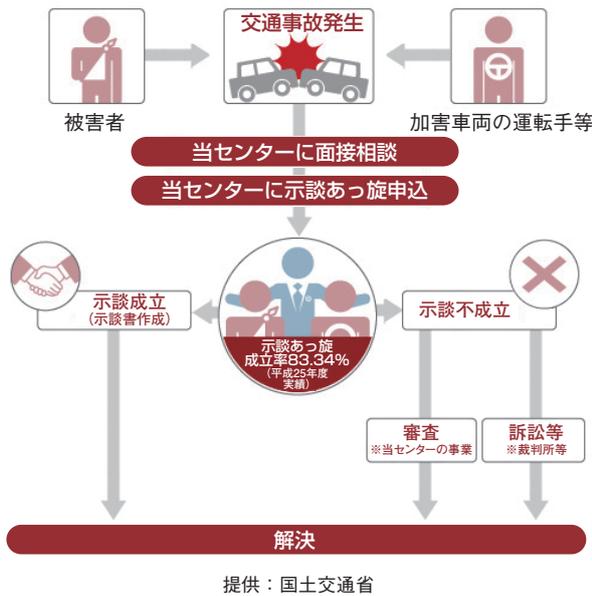
【施策番号7】

イ 金融庁においては、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」(17年8月策定)等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備についての検証を行っているほか、苦情・相談として寄せられる情報を活用して、保険会社の検査・監督を行っている。

【施策番号8】

ウ 国土交通省においては、自動車事故に関する法律相談、示談あっせん等により被害者等が迅速かつ適切な損害賠償を受けられるよう、公益財団法人日弁連交通事故相談センター（<http://www.n-tacc.or.jp/>）に対して支援を行っている。

図表2-10 交通事故の発生から解決までの流れ



26年度は、相談所を全国159か所（うち39か所で示談あっせんを実施）、延べ8,115日開設し、4万8,396件の事故相談を無料で受け付けた。

図表2-11 無料事故相談の状況

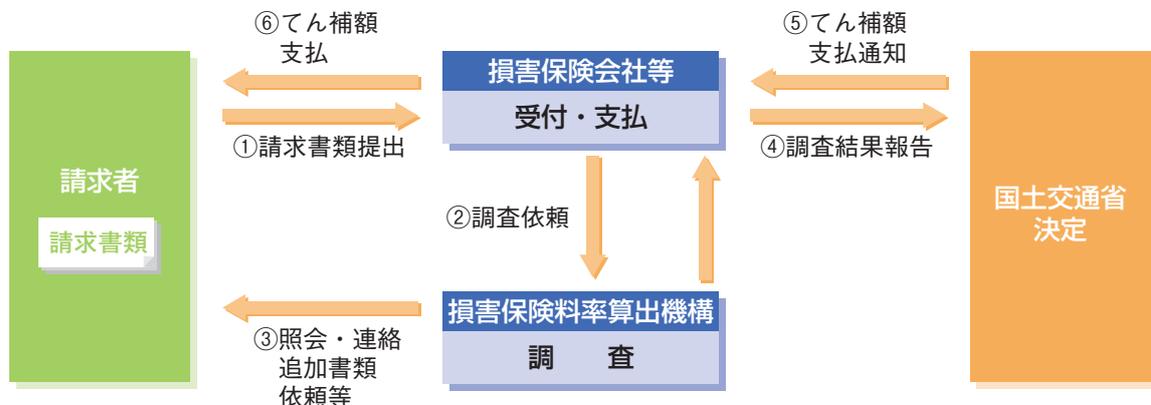
	延べ開設日数	無料事故相談件数
平成22年度	7,958	38,173
平成23年度	8,091	39,274
平成24年度	8,168	38,118
平成25年度	8,720	47,665
平成26年度	8,115	48,396

提供：国土交通省

【施策番号9】

エ 自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対して、自動車損害賠償保障法に基づく政府保障事業によって、本来の賠償責任者である加害者等に代わり、政府が直接その損害のてん補を行っている（国土交通省ウェブサイト「自賠責保険ポータルサイト」：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html>）。政府保障事業における26年度の損害てん補件数は1,206件であった。

図表2-12 政府保障事業



## (6) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用

### 【施策番号10】

法務省においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、犯罪被害者等への損害のてん補を図っている。

本制度は、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当等相当なもの認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を支給し、当該受刑者が犯罪被害者等への損害賠償等に充当するものである。

この制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導等の際に告知しているほか、居室内に整備している所内生活心得等の冊子に記載して、引き続き周知を図っている。

## (7) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

### 【施策番号11】

警察においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対して、本人からの申出に基づき、被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている（警察庁ウェブサイト「組織犯罪対策」：<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/index.htm>）。

各都道府県警察は、弁護士会、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）と連携するほか、訴訟関係者に対する暴力団情報の提供、保護対策等の支援を行っている。

平成27年中に警察等が支援した暴力団関係事案に係る援助の措置件数は72件、民事訴訟件数は42件である。

また、都道府県センターにおいては、暴力団による被害の相談活動のほか、暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給等も行っている（全国暴力追放運動推進センターウェブサイト：<http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/>）。

図表2-13 暴力団関係事案に係る支援状況

	援助の措置件数	民事訴訟件数
平成18年	167	94
平成19年	171	96
平成20年	165	85
平成21年	165	113
平成22年	225	90
平成23年	328	63
平成24年	193	51
平成25年	104	54
平成26年	75	46
平成27年	72	42

## 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

### (1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

#### 【施策番号12】

犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

この制度については、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長等を行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和し、20年7月には、大規模な法令改正により、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金の引上げ等を行った。また、21年10月、親族間の犯罪のうち、配偶者からの暴力事案であって特

に必要と認められる場合には、全額支給ができるように特例規定の見直しを行った。さらに、26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめの提言を受け(P25【施策番号13】参照)、親族間犯罪に係る減額・不支給事由について見直しを行った。

警察庁では、都道府県警察に対して、パンフレット、ポスター、インターネット上のウェブサイト等を活用して犯給制度の周知徹底を図るとともに、犯給制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、犯給制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行うよう指導している。また、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定等運用面の改善を指導している。

図表2-14 犯罪被害給付制度

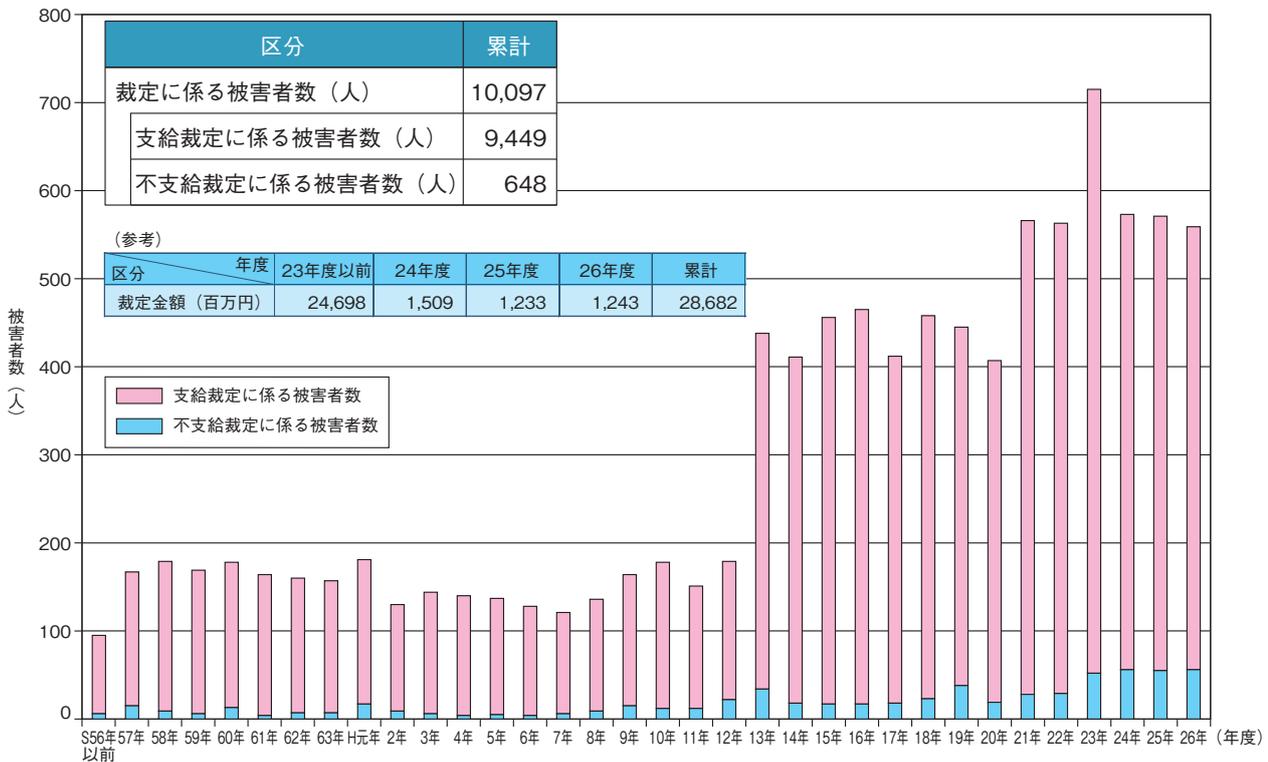


26年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は、約12億4,300万円であった。また、26年度の平均裁定期間（申請から裁定までに要した期間）は6.9月であった（第2次基本

計画が策定された22年度は7.4月）。

今後、警察庁として都道府県警察に対して、犯給制度の周知徹底、迅速な裁定等運用面の改善を指導していく。

図表2-15 犯罪被害給付制度の運用状況



(2) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討

【施策番号13】

推進会議決定（平成23年3月25日）により、20年度に拡充された犯給制度の運用状況等を踏まえ、犯給制度の更なる拡充及び新たな補償制度の創設の要否並びに犯給制度の拡充又は新制度創設を要するとした場合の制度設計に関して検討するため、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討会が開催された。

同検討会では、開催の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等からの生活状況等に関するヒアリング、20年度改正後の犯給制度の運用状況、要件が該当する場合に犯罪被害者等の経済的負担軽減に活用できる又は実際に活用されてい

る社会保障等の枠組み、海外での犯罪被害者等に対する経済的支援制度の現状確認や、全国犯罪被害者の会（あすの会）作成に係る「犯罪被害者補償制度案要綱（生活保障型）第二版」に基づく新たな補償制度に関する提案等を踏まえて議論を重ね、26年1月に議論の経過及び提言について取りまとめを行った。

同取りまとめの中では、まず、犯給制度については、一定の場合の配偶者間暴力被害事案以外の親族間犯罪では原則不支給又は減額割合が3分の2までとされている点につき、全額支給又は減額割合を3分の1までとする特例の範囲を広げるべきとされたほか、親族間犯罪に係る規定に関し、都道府県警察等の支援の現場への教育、周知が徹底されるべきとの提言がなされた。また、本給付の迅速な

裁定に努めていくべきであり、犯罪被害者等の要望を踏まえ、仮給付制度の一層の活用がなされるべきであるとの提言がなされた。

さらに重傷病給付金について、被害者の負担軽減を更に図るべき合理性が認められる実態があるか確認するため、現行制度について運用状況を更に詳細に調査すべきであるとされ、加えて、同検討会開催期間中に、海外での複数の邦人犯罪被害が社会の耳目を引いたことも踏まえ、海外での犯罪被害者に対する経済的支援に関して、犯給制度の拡大適用の形ではないとしても、社会の連帯共助の精神にのっとり、何らかの経済的支援をスタートさせるべきとの提言がなされた。また、海外での犯罪被害者のためには、経済的な支援の観点だけではなく、外務省（在外公館）と、日本での当該被害者又はその家族の住所地における既存の犯罪被害者支援体制との連携構築が必要であるとの提言もなされた。

そのほか、同検討会では、ヒアリング等において犯罪被害者が保険診療を断られるケースが見受けられるとの言及がなされたことを踏まえ、犯罪被害者である被保険者が保険診療を求めた場合については、現行制度上加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われることになっている旨の保険者及び医療機関への周知が、改めて徹底されるべきであることと、これに合わせて、支援の現場に対しても、各種研修等を通じて、同様の趣旨が改めて周知されるべきであること、さらに、引き続き、内閣府においては、市町村に対し、犯罪被害者等に対して適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置促進を働き掛けることが提言された。

以上の取りまとめの内容は、同年3月に開催された推進会議に報告され、同会議において、今後、同取りまとめに従った施策を推進していくことが決定された。

### (3) カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討

#### 【施策番号14】

有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」は、平成25年1月、最終取りまとめにおいて、警察内部有資格者等によって提供されるカウンセリング等、既存の公的機関・制度において提供されている心理的支援について、これらを実施する人材の育成等が図られ、犯罪被害者とその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようになるための措置が執られるべきであるとの提言を行った。

また、検討会は、公費負担制度の対象として相当と認められる範囲を、心理療法・カウンセリングの実施の必要性を判断する者、その類型及び実施者等の観点から、明らかにするための研究会を開催し、その研究に基づき、公費負担制度が導入されることを期待するとの提言を行った。

同提言内容は、同年3月に開催された推進会議に報告され、同会議において、これに従った施策の実施の推進が決定された。

これを受けて、警察庁では、26年3月から、6人の有識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、27年4月に「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」

(<http://www.npa.go.jp/higaisya/study/kaifuku/houkoku/shien-report.pdf>) を取りまとめた。

同報告書を踏まえ、警察庁においては、都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導している。また、警察庁及び都道府県警察においては、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努めている。

また、日本司法支援センターにおいては、

26年4月から、損害賠償命令申立対象犯罪の被害者等について、当該被害者等が、民事法律扶助制度を利用して弁護士等に事件処理を委任した場合、当該弁護士等との打合せに同席したカウンセラーの費用も、立替援助の対象としている。

そのほか、犯罪被害者等がその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようにするための措置については、P36【施策番号45】、P37【施策番号46】、P40【施策番号61】に掲載している。

#### (4) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

##### 【施策番号15】

内閣府においては、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じ、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入について要請した。既に制度を導入している地方公共団体及びその制度概要は、犯罪被害者白書（P232 資料10-5 参照）に掲載しており、また、警察庁犯罪被害者等施策ウェブサイトにおいても掲載している。

平成28年4月現在、犯罪被害者等を対象とし得る見舞金の制度を導入しているのは、1県、2政令指定都市、116市町村、貸付金の制度を導入しているのは、2県、8市区町であり、前年と比較して、見舞金制度の導入については1県、17市町村が、貸付金制度の導入については1市が、それぞれ増加した。

#### (5) 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討

##### 【施策番号16】

厚生労働省においては、生活保護受給者が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために当てられる額については収入認定

しないこととしているほか、地方自治体から聴取した意見を踏まえ、犯罪被害者等特有の特別な事情が認められれば、裁判やカウンセリングに係る費用等は、収入認定から除外することが可能であることを地方自治体に通知している。

#### (6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

##### 【施策番号17】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染等の検査費用及び人工妊娠中絶費用等を含む。）を公費で負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っており、各都道府県警察においては、これら全ての項目を公費負担の対象としている。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、被害者等の刑事手続における負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料、初診料の費用を公費により負担している。

今後も、警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国同水準の支援がなされるよう、都道府県警察に対して支援内容の充実を図るよう指導していくとともに、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象になることの周知も含め、本制度の適切な運用について指導していく。

○<sup>\*3</sup> 海上保安庁においても、犯罪被害に係る事件の立証上診断書又は死体検案書が必要とされる場合は、診断書等の取得に必要な作成費用を公費により負担している。また、捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者等が出頭する場合の旅費についても公費により負担している。

※3 「○」は、第2次基本計画に盛り込まれている具体的施策の担当省庁以外の省庁が実施している施策であることを示す。

(7) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置  
【施策番号18】

都道府県警察においては、司法解剖後の遺体を遺族宅等まで搬送する費用や解剖による切開痕等を目立たないように修復するための費用を公費により負担し、遺族の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

- 海上保安庁においても、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕等を目立たないように修復するための費用を公費により負担している。

海上保安庁作成のリーフレット

提供：国土交通省

(8) 医療保険の円滑な利用の確保  
【施策番号19】

厚生労働省においては、犯罪被害者であることをもって保険診療を拒むことは法律上認められていないため、平成23年度及び25年度に、改めてその旨の医療機関への周知を徹底した。仮に保険診療の実施を拒まれる事例があれば、地方厚生局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

コラム  
2

振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金事業の見直し

1. 振り込め詐欺救済法とは

振り込め詐欺救済法においては、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高がある場合、これを金融機関から被害者に返金することによって被害の回復を図ることとされている。

他方、こうした救済に向けた努力にもかかわらず、被害者からの返金申請がなかった場合等、返金しきれずに残金が発生する場合がある。振り込め詐欺救済法上、金融機関は、この金銭を預金保険機構に納付することとされており（以下「預保納付金」という。）、預金保険機構は、この預保納付金を犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。

2. 預保納付金事業とは

預保納付金の具体的な用途については、平成22年から23年にかけて開催された、内閣府大臣政務官（金融担当）、内閣府大臣政務官（犯罪被害者等施策担当）及び財務大臣政務官で構成されるプロジェクトチームにおいて議論がなされた。その結果、預保納付金は、①犯罪被害者等の子供に対する貸与制の奨学金事業と、②犯罪被害者等支援団体に対する助成事業に支出されることとされた。この預保納付金事業については、25年度より実施されている。

### 3. 預保納付金事業の見直しについて

預保納付金事業については、第3次基本計画の策定に向けた議論等を通じて、その見直しを求める意見が寄せられていた。このような状況を踏まえ、平成27年11月に、内閣府大臣政務官（金融担当）、内閣府大臣政務官（犯罪被害者等施策担当）及び財務大臣政務官をメンバーとする振り込み詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチームが設置された。同プロジェクトチームでは、預保納付金の取扱い等について、これまでの運用状況等を検証し、犯罪被害者等の支援の充実に向けた方策が議論され、28年3月には報告書が取りまとめられた。

### 4. 見直しの主な内容について

見直しの主な内容は以下のとおり。

#### (1) 奨学金事業

奨学金事業を貸与制から給付制に移行する。

・給付水準

➢大学生について、国立大学の授業料を賄える水準

大学生：月額5万円、大学院生：月額5万円

高校生：月額2.5万円（私立）、1.7万円（国公立）

➢入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

・受給資格：犯罪被害者等の子供（高校生から大学院生）であって、学費の支弁が困難となった者

#### (2) 団体助成事業

団体助成事業において、従来、原則として人件費は助成対象とはしていなかったが、相談員の育成費（雇用経費）を助成対象に追加する。

## 3 居住の安定（基本法第16条関係）

### (1) 公営住宅への優先入居等

#### 【施策番号20】

ア 国土交通省においては、地方公共団体に対して、平成16年から17年にかけて、配偶者からの暴力被害者を始めとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用等について配慮を依頼する通知を発出した。

さらに、23年度には、公営住宅への優先入居等の手続の簡素化に関する通知を発出した。

#### 【施策番号21】

イ 独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置については、機構賃貸住宅の空き家の状況及び公営住宅における犯罪被害者等の受入状況を踏まえれば、特段の入居優遇措置を行

うことなく犯罪被害者等の受入れが可能であるが、今後も公営住宅における犯罪被害者等の受入状況等を注視していくこととしている。

なお、住宅に困窮する犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から機構賃貸住宅の借上げ等の要請があった場合には、柔軟に対応することとしている。

#### 【施策番号22】

ウ 国土交通省においては、法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、犯罪被害者等に対して、公営住宅への優先入居等の施策の周知を図っている。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号23】

ア 厚生労働省においては、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約した母子生活支援施設や民間シェルター等において一時保護を実施しており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応するとともに、加害者等の追及から逃れるため、都道府県域を超えた広域的な一時保護・施設入所を行うなど適切な運用に努めている。

配偶者からの暴力や人身取引の被害女性等を含めた一時保護人数は、平成26年度で1万1,082人（要保護女子本人5,808人、同伴家族5,274人）となっている。

図表2-16 婦人相談所等における一時保護の状況

	要保護女子本人の人数	同伴家族の人数	合計
平成22年度	6,357	5,509	11,866
平成23年度	6,059	5,187	11,246
平成24年度	6,189	5,376	11,565
平成25年度	6,125	5,498	11,623
平成26年度	5,808	5,274	11,082

提供：厚生労働省

【施策番号24】

イ 児童相談所においては、必要があると認めるとき、児童の一時保護（委託を含む。）を実施している。厚生労働省においては、「少子化社会対策大綱」（27年3月20日閣議決定）に基づき、虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇等を改善すべく、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用を含め、児童相談所の一時保護所の環境改善を推進している（31年度までに全都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市で推進）。

厚生労働省においては、福祉行政報告例等により、児童相談所の一時保護所の一時保護日数や一時保護件数等のデータを把握している。26年度の一時保護所における一時保護延べ日数は65万6,103日であり、26年度の所内一時保護件数は2万2,005件、

委託件数は1万3,169件となっている。

図表2-17 児童相談所における一時保護の状況

	一時保護所における延日数	一時保護件数	一時保護委託件数
平成21年度	551,691	19,298	7,531
平成22年度*	562,055	20,302	9,126
平成23年度	562,322	20,289	9,985
平成24年度	590,627	20,777	11,268
平成25年度	618,009	21,281	12,016
平成26年度	656,103	22,005	13,169

\*平成22年度は、東日本大震災の影響によって、福島県を除いて集計した数値

提供：厚生労働省

【施策番号25】

ウ 厚生労働省においては、24年度から婦人保護施設退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣アパート等を利用して生活訓練を行う場合に、建物の賃貸料の一部を予算補助している。引き続き、有効な施策を実施し、児童虐待や配偶者からの暴力の被害者に関する施策の充実を図っていく。

【施策番号26】

エ 警察庁においては、19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

今後、都道府県警察に対して、本制度の効果的運用を指導していく。

【施策番号27】

オ 内閣府においては、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じ、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされるよう要請するとともに、各地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策メールマガジン」等を通じて情報提供を行った。

28年4月現在、54都道府県・政令指定都市、230市区町村において、公営住宅等への

入居に関し、犯罪被害者等に特別の配慮が行われている(P240 資料10-6 参照)。

図表2-18 公共住宅等の入居に際しての配慮の状況(平成28年4月現在)

地方公共団体 (制度あり/全体数)	抽選によらず 入居	入居 要件の 緩和	抽選 倍率の 優遇	その他
都道府県 (42/47)	11	8	29	16
政令指定都市 (12/20)	5	3	6	5
市区町村 (230/1,721)	59	56	61	92

※地方公共団体によっては複数の制度を運用しているところがある。  
 ※市区町村数には、政令指定都市を含まない。  
 ※区は東京都の23区をいう。

また、57都道府県・政令指定都市、437市区町村においては、犯罪被害者等施策に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われているところ、このうち、23都道府県・政令指定都市、92市区町村においては、犯罪被害者等に対する日常生活の支援が盛り込まれている(P208 資料10-4 参照)。

コラム  
3

犯罪被害者等施策に関する条例の制定

茅ヶ崎市では、平成27年11月、茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例が施行されました。

市では、21年から被害者の自助グループと共に相談窓口を開設し、庁内関係部署や関係機関と連携し既存制度を活用して犯罪被害者等の方々への各種支援等を実施していましたが、26年10月に被害者支援団体より犯罪被害者等施策に関する条例制定の要望を受け、市としても更なる支援の必要性を感じていたことから条例を制定する運びとなりました。

犯罪被害者等の声や先進自治体で制定されている条例を参考にしつつ、市の実情に応じた内容となるよう検討を重ね、条例を制定しました。また、これに基づき、見舞金、転居及び家賃支援金並びに子供の一時預かり支援金の支給、家事介護ヘルパーの派遣等の具体的支援策を定めました。支援の厚みが増すように国や県と重ならない支援策としたことや、国外での被害も一部対象としたこと、性犯罪被害に特化した見舞金を設けたこと、日常生活支援を盛り込んだこと等が主な特徴です。

被害に遭った方が的確に支援を受けられるよう、警察等関係機関との連携強化を図るとともに、犯罪被害者支援について身近に感じていただけるような広報等で周知啓発を行い、地域全体で犯罪被害者支援を行う茅ヶ崎市を目指していきます。

リーフレット



条例制定記念講演会



提供：茅ヶ崎市

## 4 雇用の安定（基本法第17条関係）

### (1) 事業主等の理解の増進

#### 【施策番号28】

ア 厚生労働省においては、犯罪被害により求職活動に困難を伴う母子家庭の母等を試行雇用した事業主に対して、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用奨励金を支給している。

#### 【施策番号29】

イ 公共職業安定所においては、事業主に対して、犯罪被害者等の雇用も含め、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っている。

#### 【施策番号30】

ウ 公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職し、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対して、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

#### 【施策番号31】

エ また、27年度には、独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する労働行政職員基礎研修、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研修及び公共職業安定所長研修において、犯罪被害者等への理解促進を図った。

### (2) 個別労働紛争解決制度の活用等

#### 【施策番号32】

ア 厚生労働省においては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、個別労働紛争解決制度（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>）について、ウェブサイトやパンフレット等を活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

#### 【施策番号33】

イ 全国約380か所に設置された総合労働相談コーナー（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）

html）においては、犯罪被害者等である労働者と事業主との間で生じた労働問題に関するあらゆる相談に対し、情報提供等を行うワンストップサービスを実施している。

### 個別労働紛争解決制度のパンフレット



### (3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

#### 【施策番号34】

犯罪等の被害に遭った労働者は、治療や裁判への出廷のために仕事を休まなければならないこともあるが、被害を回復するための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省においては、企業や労働者に対し、同制度についての周知・啓発を図るため、リーフレット等を作成し、関係行政機関や経済団体、労働団体等に送付するとともに、セミナーを開催している。

なお、平成27年度、同制度の導入につきアンケートを実施したところ、企業、労働者とも9割以上が、同制度を導入すべきという意見があることを知らないという状況であった。28年度においても、引き続き周知・啓発を行うこととしている。

## 被害回復のための休暇制度のパンフレット



提供：厚生労働省

## 第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

#### (1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

【施策番号35】

厚生労働省においては、PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策専門研修で医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象としたPTSD等への技能研修を行い、精神保健福祉センター、医療機関、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

PTSD対策専門研修では、犯罪被害者等の心のケアに関する研修も実施しており、平成27年度は88人が受講した。

の診療科目、医師や看護師数等の基本的な情報、提供する医療の内容に関する情報及び医療連携や医療安全に関する情報を比較できるように整理し、インターネット等で住民が利用しやすい形で公表する医療機能情報提供制度を創設した。同制度の報告事項には、PTSD治療の提供の可否も含まれており、厚生労働省においては、政府広報やウェブサイトを通じて、医療機能情報提供制度の周知に努めている([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html))。

#### (2) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

【施策番号36】

厚生労働省においては、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律により、医療機関に対し、医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が医療機関

#### (3) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

【施策番号37】

文部科学省においては、平成23年3月に「医学教育モデル・コア・カリキュラム」([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/033-1/toushin/1304433.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033-1/toushin/1304433.htm))を改訂し、PTSDに関する記述を明記するとともに、

医学部関係者が参加する各種会議で第2次基本計画の内容を紹介し、各大学におけるカリキュラム改革の取組を要請している。

また、厚生労働省においては、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標において、経験が求められる疾患として精神・神経系疾患を位置付けており、研修医の精神疾患に対する理解を促進している。

#### (4) 精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進

【施策番号38】

厚生労働省においては、平成20年度に「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」で取りまとめられた「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」

([http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo\\_tebikizenbun.pdf](http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf)) を、都道府県等で精神保健福祉に関する相談及び指導を行っている精神保健福祉センターに配布した。

精神保健福祉センターや保健所においては、心のケアが必要な犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を行っている。

また、必要に応じて精神保健福祉センター長会議で犯罪被害者等に関する議題を取り上げることとしている。

#### (5) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

【施策番号39】

厚生労働省においては、平成18年度の診療報酬改定で、PTSDの診断のための心理テストを保険適用としたほか、22年度の診療報酬改定において、通院・在宅における精神科専門療法を長時間（30分以上）行う場合の評価を充実した。また、24年度の診療報酬改定においては、精神科救急医療体制の確保に協力を行っている精神保健指定医等が行う通院・

在宅における精神科専門療法の評価を充実した。さらに、26年度の診療報酬改定では、通院・在宅における精神科専門療法において、20歳未満の患者に対する診療の評価を充実（必要に応じて児童相談所等と連携すること等を要件とし、評価を引上げ）したほか、在宅における精神科専門療法を長時間（60分以上）行う場合の評価を新設した。

#### (6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

【施策番号40】

厚生労働省においては、ドクターカー・ドクターヘリの普及や、初期救急医療、入院を要する救急医療及び救命救急医療の体制の整備を図っている。また、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を担保するとともに、全国に298設置されている都道府県単位及び地域単位のメディカルコントロール（MC）協議会の質を底上げし、MC体制<sup>\*4</sup>を充実強化することを目的として、消防庁及び厚生労働省においては、全国MC協議会連絡会を開催している。

#### (7) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

【施策番号41】

厚生労働省においては、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合にも、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを各都道府県に求めている。

さらに、平成22年度から「救命救急センターの評価」の評価項目に救急医療と精神科医療との連携体制を追加し、その結果について公表している (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063335.html>)。

※4 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。

**(8) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等**

**【施策番号42】**

国土交通省においては、自動車事故による重度後遺障害者で在宅介護を受けている者の入院を積極的に受け入れる短期入院協力病院を平成26年度に新たに18病院指定した。これにより、指定を受けている病院は全国で144となった。また、病院に加えて、25年度より障害者支援施設等を短期入所協力施設として指定することを始め、26年度には20施設を新たに指定した。これにより、指定を受けている施設は、全国で28となった。

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA〔ナスバ〕<http://www.nasva.go.jp/>）においては、全国8か所（療護センター4か所、療護施設機能一部委託病床4か所）の療護施設において、自動車事故による遷延性意識障害者に対する高度な治療・手厚い看護を実施するとともに、訪問支援、被害者やその家族との交流会、各種被害者団体との意見交換会への参加等を通じて、被害者やその家族の実情、要望等の把握に努めている。

**ナスバの被害者支援**

**ご存知ですか？**  
**ナスバ**  **の被害者支援**  
 自動車事故でお困りの方へ

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）では、**自動車事故の被害にあわれた方々**を支援するため、以下の取組みを進めています。是非ご利用ください。

**脳損傷の治療と看護を行うNASVA療護施設**

自動車事故により脳を損傷し重度意識障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療と看護を行う、専門のNASVA療護施設(病院)を、全国7カ所で運営しています。



ケアを行う看護師

**介護料の支給と訪問支援・交流会の実施**

自動車事故により脳や脊髄などに重度の後遺障害を負われ、自宅介護を必要とされる方などに介護料等を支給し、訪問して支援を行うとともに、交流会を実施しています。



訪問支援

**交通遺児等への無利子貸付と「友の会」**

自動車事故で保護者を亡くされた児童などに対する**育成資金の無利子貸付**のほか、**友の会**を運営し、家族参加型のイベント「集い」や、保護者の皆さんの**交流会**を実施しています。



友の会の集い(記念写真)

**NASVA**  
 交通事故被害者ホットライン  
 ☎0570-000738

「交通事故被害者ホットライン」では、ナスバのサービスの概要、療養支所連絡先、他の交通事故関係相談窓口をご案内しています。固定電話からは通話料より低廉な料金でご利用いただけます。

独立行政法人  
 自動車事故対策機構  
 National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

※ 自動車事故を原因として重度障害を負った方、介護に当たるご家族、保護者を失った生活困難なご家族の児童などの方々です。

提供：国土交通省

**(9) 高次脳機能障害者への支援の充実**

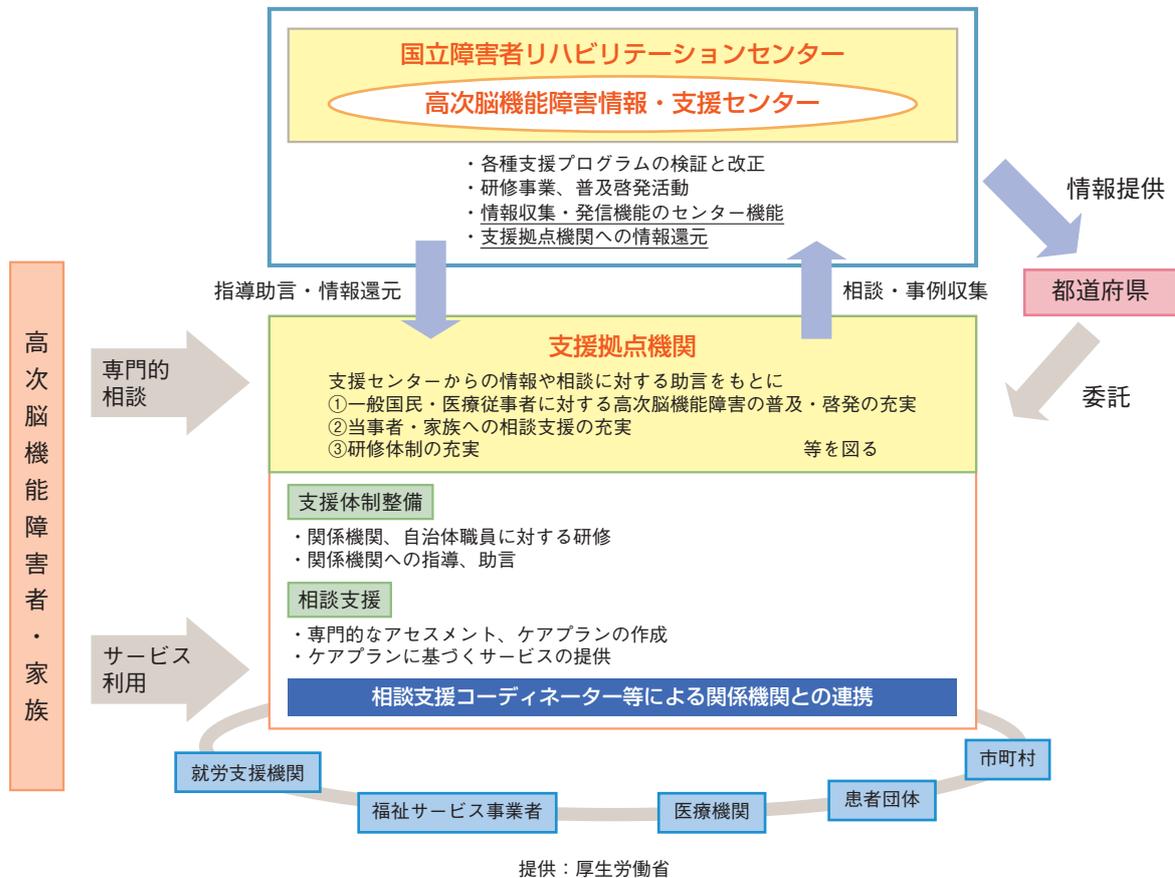
**【施策番号43】**

厚生労働省においては、各都道府県に高次脳機能障害者に対する支援を行うための支援拠点機関を設置し、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援、関係機関との地域ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行う高次脳機能障害支援普及事業（平成25年4月に「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」に名称変更）を実施している。

なお、22年6月には、高次脳機能障害支援拠点機関が全都道府県に設置された。

また、23年10月には、国立障害者リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、高次脳機能障害に関する最新の支援情報を始めとする様々な情報を集約し、高次脳機能障害のある者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報をウェブサイトで発信する体制を整備するなど、情報

図表2-19 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業



提供：厚生労働省

提供機能の強化を図っている。特に、専用ページ([http://www.rehab.go.jp/brain\\_fukyu](http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu))において、高次脳機能障害のある者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの対象であることや、疾患や年齢に応じた制度等を掲載し周知を図っている。

(10) 思春期精神保健の専門家の養成

【施策番号44】

厚生労働省においては、思春期精神保健対策専門研修として、医療従事者及びひきこもり支援従事者を対象に、児童虐待や家庭内暴力等に起因する精神障害等、子供の心の診療に関連した系統講義を行っている。

平成27年度は、医療従事者専門研修（全2回）に延べ126人、ひきこもり対策研修に141人が参加した。

(11) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

【施策番号45】

厚生労働省においては、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増えていることから、平成23年度から児童養護施設等に心理療法担当職員及び被虐待児個別対応職員の配置を義務化するなど適切な援助体制を確保している。

また、児童相談所においては、業務遂行のため、所長、次長、各部門の長のほか、スーパーバイザー（教育・訓練・指導担当の児童福祉司及び児童心理司）、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師、児童心理司、心理療法担当職員等を配置するとともに、子供の相談援助活動を行うに当たって専門的医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関への紹介、あっせんを行うこととしている。

児童相談所における児童心理司は、27年度において1,293人配置されている。

## (12) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

### 【施策番号46】

警察においては、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携等により、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための相談・カウンセリング体制を整備している。現在、都道府県警察においては、部外の精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。被害少年に対しては、少年補導職員等の専門職員が、部外専門家等から助言を得つつ、カウンセリングを実施している。また、警察庁では、平成24年度からカウンセリング指導係を設置し、犯罪被害者等へのカウンセリング経験が豊富で臨床心理士の資格を有する係員を配置して、全国警察に対するカウンセリングの指導を実施している。

さらに、19年度から、臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている。

### 警察におけるカウンセリングの様子



## (13) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

### 【施策番号47】

厚生労働省においては、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等を通じ情報提供を図っている。

## (14) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

### 【施策番号48】

厚生労働省においては、内閣府が作成した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」について、平成24年7月、医療関係団体を通じて、医療機関に対して周知を行った。

## (15) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

### 【施策番号49】

厚生労働省においては、「チーム医療推進会議」において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を取りまとめ、医師・看護師等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪も含めた暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、ウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>) 等で周知している。

## (16) ワンストップ支援センターの設置促進

### 【施策番号50】

ア 内閣府においては、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害

者支援の一層の充実のために～」を作成し、平成24年5月に公表し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、都道府県警察等に配布した。

**【施策番号51】**

イ 警察においては、性犯罪被害者の負担軽減及び性犯罪の潜在化防止を目的として、性犯罪被害を受けた被害者が心身の治療、民間支援員等による支援、警察官による事情聴取等を1か所で受けられるワンストップ支援センターを、22年度のモデル事業として、22年7月から23年3月まで、愛知県一宮市所在の大雄会第一病院内に開設し（性犯罪被害者対応拠点「ハートフルステーション・あいち」）、同事業の結果の検証を実施した（「性犯罪被害者対応拠点モデル事業等の検証報告」：<http://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya8/houkokusyo.pdf>）。

なお、同拠点については、現在も愛知県警察により運営されている。

**【施策番号52】**

ウ 厚生労働省においては、犯罪被害者支援団体、地方公共団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供することとしているとともに、28年2月の会議において、各都道府県に対して、犯罪被害者支援団体等からワンストップ支援センターの開設等について相談があった場合には、医療関係団体等とも連携しつつ対応するよう依頼している（P37【施策番号48】参照）。

**【施策番号53】**

エ また、厚生労働省においては、28年3月、告示改正を行い、医療機能情報提供制度の内容に、ワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかに関する項目を追加した（医療機能情報提供制度については、P33【施策番号36】参照）。

**(17) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等**

**【施策番号54】**

内閣府においては、犯罪被害者週間の中央イベントの開催に当たり、一般社団法人日本臨床心理士会に開催案内を送付し、臨床心理士の参加を呼び掛け、犯罪被害者等に関する知識が深まるよう努めた。

**(18) 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の実施**

**【施策番号55】**

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所においては、平成19年1月から、犯罪被害者メンタルケア研修を実施している。同研修は、精神科医療機関、精神保健福祉センター、保健所及び犯罪被害者支援関連機関に勤務する医療・臨床心理、福祉業務従事者に対し、犯罪被害者・遺族に対する適切な対応を行うために必要な基本的知識と治療対応を修得することを目的とし、これまでに10回実施している。

同研修は、犯罪被害者やその家族の置かれている現状、基本法や第2次基本計画の概要、関連する司法制度、犯罪被害者等への初期対応といった内容から成り、27年度は3日間の研修に45人の医療従事者が参加した（PTSD対策専門研修については、P33【施策番号35】参照）。

**(19) 検察官等に対する研修の充実**

**【施策番号56】**

法務省においては、検察官等に対する研修の中で、犯罪被害者支援をテーマとする講義を行っているほか、検察官に市民感覚を学ばせるために公益的活動を行う民間団体及び民間企業に検察官を派遣する制度を活用し、検察官を被害者支援団体等に派遣している。

**(20) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進**

**【施策番号57】**

文部科学省においては、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、法科大学院に促している。法科大学院においては、これに応え、犯罪被害者等の実態を把握・分析し、犯罪被害者等の法的地位、損害回復の方法、被害者支援活動における課題等を考察する「被害者学」、「被害者と法」等の授業科目を開設するなどの取組が行われている。

**(21) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等**

**【施策番号58】**

ア 児童相談所においては、夜間・休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図る24時間・365日体制強化事業を活用し、平成28年3月現在、全ての児童相談所で24時間・365日対応できる体制が確保されている（69自治体、208か所）。

**【施策番号59】**

イ 厚生労働省においては、児童相談所では

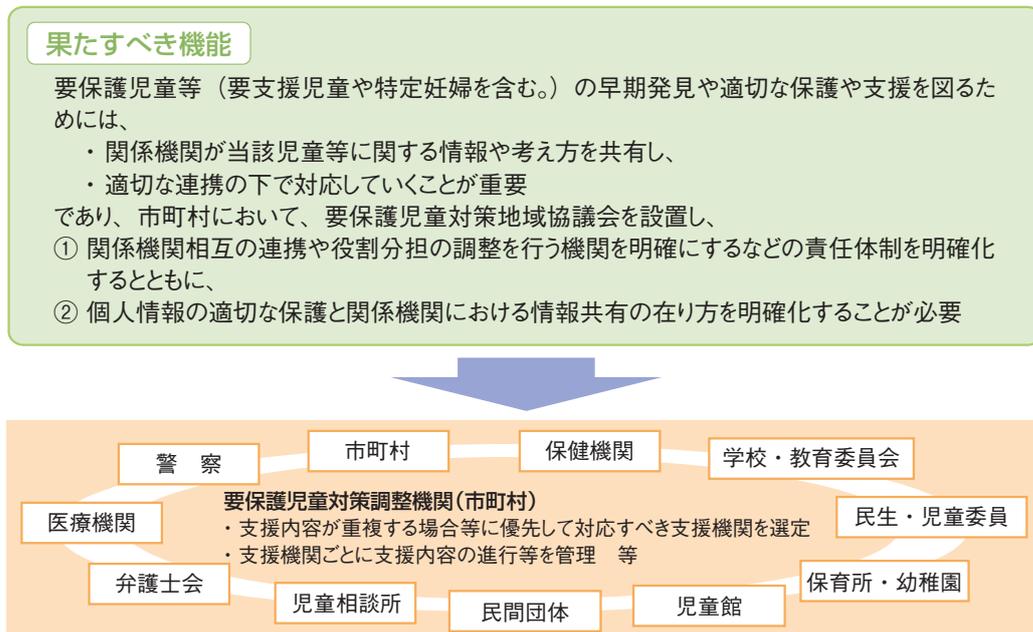
対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等について専門的技術的助言を得る都道府県等の取組に対して補助を行っている。

**(22) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実**

**【施策番号60】**

要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化され、19年の児童福祉法改正により市町村等における設置が努力義務化された。同協議会は、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしており、28年2月現在、99.4%の市町村で設置されている。

図表2-20 要保護児童対策地域協議会



提供：厚生労働省

(23) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【施策番号61】

ア 文部科学省においては、少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実を図っており、学校における教育相談体制の充実に向けて関係機関や地域の人材と連携しながら、個々の状況に応じた支援を実施している。また、スクールカウンセラーの配置の拡充、スクールカウンセラーの緊急支援のための派遣及びスクールカウンセラー等の資質の向上に関する研修の実施等に対する補助を行っている。

【施策番号62】

イ 文部科学省においては、児童虐待等の問題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを各地域の実情に応じて学校等の教育機関に配置する地方自治体の取組やスクールソーシャルワーカーの資質向上に関する研修の実施等に対して補助を行っている。

【施策番号63】

ウ 教職員が、犯罪被害者等である児童生徒の相談等にも的確に対応できるよう、大学の教職課程においては、カウンセリングに関する基礎的な知識を含む教育相談の理論及び方法を必ず取り扱うこととされている。

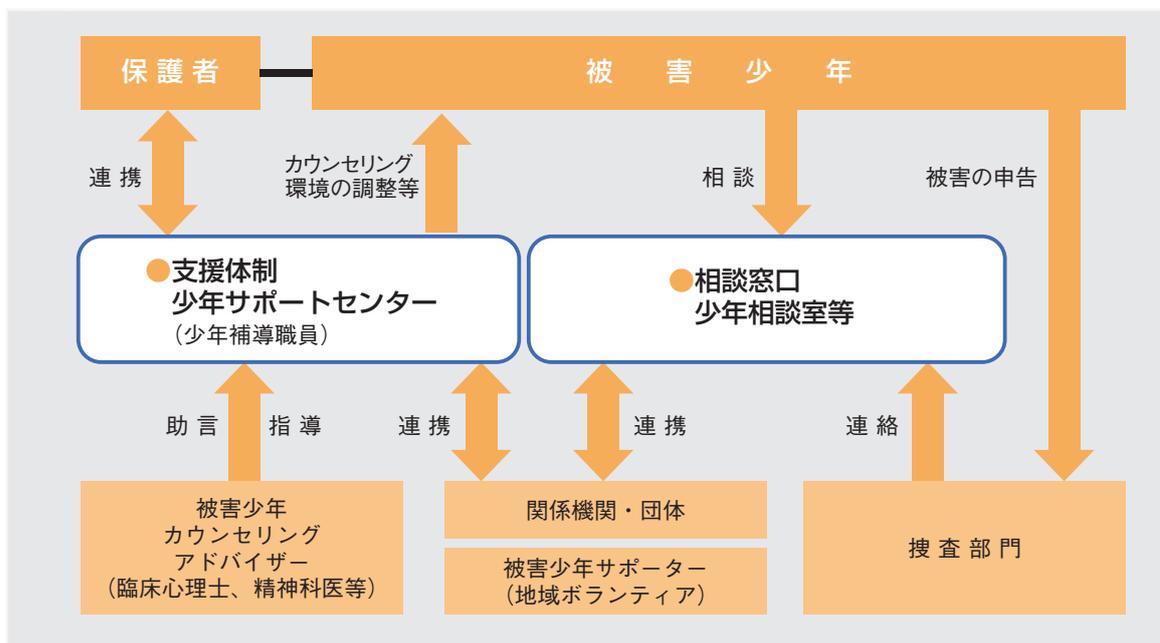
(24) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

【施策番号64】

人格形成の途上にある少年が被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等による指導・助言のほか、カウンセリング等の継続的な支援を行っている。

被害少年の支援に際しては、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら支援を実施するとともに、それぞれの地域においては、保護者等との緊密な連携の下に、日常の少年を取り巻く環境の変化

図表2-21 被害少年への支援活動



や生活状況を把握しつつ、きめ細やかな訪問活動を行うボランティアを被害少年サポーターとして委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。

また、平成27年中、児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童は、過去最多（905人）を記録し、そのうち、15.9%は抵抗するすべを持たない低年齢児童（小学生以下）であるなど、児童ポルノを巡る情勢は引き続き深刻な状態にある。警察では、このような情勢を踏まえ、25年5月に犯罪対策閣僚会議において決定された「第2次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁と連携した被害児童の早期発見及び支援活動を推進している。

**(25) 里親制度の充実**

**【施策番号65】**

厚生労働省においては、平成21年4月から施行された児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の改正に基づき、養育里親を養子縁組を前提とした里親と区分するとともに、養育里親の要件として一定の研修を修めることとするなどの里親制度の見直しを行った。また、20年度から里親支援機関事業を実施しているほか、21年度から養育里親の手当を引き上げた。

**(26) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知**

**【施策番号66】**

児童相談所においては、子供に関するあらゆる相談に対応することとしており、犯罪の被害によって心のケア等を必要とする少年からの相談についても、児童相談所の本来業務としている。当該児童相談所の場所や機能に関する周知は、設置主体である各都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市において、パンフレット、ウェブサイト等により行われている。その設置状況等は次のとおりである。

〈平成27年4月現在〉  
 児童相談所数 208か所  
 〈平成27年4月現在〉  
 児童福祉司数 2,934人  
 児童心理司数 1,293人

自立援助ホームにおいては、義務教育終了から満20歳未満までの、児童養護施設等を退所し就職する子供たちや自立援助ホームを退所した犯罪被害者等も含む子供たちに対し、相談等の援助を行っている。

**図表2-22 児童相談所の設置状況・人員体制**

	児童相談所数	児童福祉司数	児童心理司数
平成21年4月1日現在*	201	2,428	1,065
平成22年4月1日現在*	205	2,477	1,108
平成23年4月1日現在	206	2,606	1,162
平成24年4月1日現在	207	2,670	1,193
平成25年4月1日現在	207	2,771	1,237
平成26年4月1日現在	207	2,829	1,261
平成27年4月1日現在	208	2,934	1,293

※平成21年の児童相談所数については、平成21年5月1日現在  
 ※平成22年の児童相談所数については、平成22年5月10日現在

提供：厚生労働省

**(27) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知**

**【施策番号67】**

厚生労働省においては、医療機能情報提供制度（P33【施策番号36】参照）を創設し、犯罪被害者等を含む患者が、医療に関する情報を得られ、適切に医療機関を選択できるよう支援している。また、同制度により、犯罪被害者等を含む長期療養を必要とする患者も同様に支援している。

**(28) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い**

**【施策番号68】**

ア 厚生労働省においては、医療機関等による個人情報等の適切な取扱いを確保する目的で、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知）を

定めており、個人情報の保護に関する法律等及び「診療情報の提供等に関する指針」

(15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知)と併せて、医療機関等に適切な対応を求めている。また、医療法に基づき設置されている都道府県等の医療安全支援センターにおいては、患者やその家族から個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談を受けた場合、当該患者やその家族又は苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行うこととされている。医療保険者についても、「健康保

険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(16年12月27日付け厚生労働省保険局長通知)等の関連ガイドラインを通知し、適切な対応を引き続き求めている。

**【施策番号69】**

イ 金融庁においては、犯罪被害者等の保険利用に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法等に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応を行っている。

**2 安全の確保 (基本法第15条関係)**

**(1) 加害者に関する情報提供の拡充**

**【施策番号70】**

ア 警察においては、「再被害防止要綱」(平成19年6月11日付け警察庁刑事局長等通達)に基づき、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、再被害防止のための関連情報の収集、関連情報の教示・連絡体制の確立と要望の把握、自主警戒指導、警察による警戒措置、加害者への警告等の再被害防止措置を実施している。

これらの再被害防止措置の実施に当たっては、関係機関が密接に連携しており、法務省においては、犯罪被害者等が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、出所情報通知制度を実施し、警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放等に関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈放等に関する情報(自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地等)を通報している。

犯罪被害者等が希望する場合には、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対

し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行っている。

本施策については、実施後14年経過したところであるが、各会議等において制度について周知を図り、実務担当者からも犯罪被害者等に対して案内をしている。

**図表2-23 犯罪被害者等に対する出所情報通知状況**

	通知希望者数	通知者数
平成14年	264	125
平成15年	344	250
平成16年	622	440
平成17年	787	559
平成18年	1,135	779
平成19年	1,080	782
平成20年	855	663
平成21年	371	487
平成22年	391	490
平成23年	298	395
平成24年	300	361
平成25年	423	398
平成26年	414	338
平成27年	450	388
合計	7,734	6,455

提供：法務省

**【施策番号71】**

イ 警察においては、子供を対象とした暴力的性犯罪により刑事施設に服役している者

の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報について、17年6月から、法務省から提供を受けている。出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防等への活用を図り、運用状況を検証して制度の見直しを経て、23年4月から訪問による所在確認や同意を前提とした面談を取り入れるなどの再犯防止措置を執っている。

## (2) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施

### 【施策番号72】

検察庁においては、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等を犯罪被害者等に通知する、全国統一の被害者等通知制度を実施している。また、平成19年12月からは、同制度を拡充し、犯罪被害者等の希望に応じて、判決確定後の加害者に関する処遇状況等の情報について、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知を行っているほか、保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報について、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知を行っている。

「判決確定後の加害者に関する情報提供」の内容としては、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等について通知している。また、「保護処分決定後の加害者に関する情報提供」の内容としては、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、犯罪被害者等の希望に応じて、少年院における処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

被害者等通知制度の27年中の実施状況については、通知希望者数は、7万7,874人であり、実際に通知を行った延べ数は13万3,863人で

あった。また、判決確定後の加害者に関する情報のうち、刑の執行終了予定時期について延べ1万5,352件、刑事施設における処遇状況について延べ1万7,857件、受刑者の釈放について延べ2,693件、執行猶予の言渡しの取消しについて延べ147件の通知がそれぞれ行われた。

また、保護処分を受けた少年に関する情報のうち、少年院での処遇に関する事項について延べ324件、仮退院審理に関する事項について延べ148件、保護観察状況に関する事項について延べ755件の通知がそれぞれ行われた。

法務省においては、上記のとおり加害者に関する情報提供拡充について取り組んできたところ、第2次基本計画により、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察の開始に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項並びに保護観察の終了に関する事項について、また、保護観察処分及び少年院送致処分を受けた加害少年についても、少年院における処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察の開始に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項及び保護観察の終了に関する事項について、適切に情報提供を行うとともに、被害者等通知制度の更なる充実について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

その検討の結果、26年4月から、加害者の受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項として、懲罰及び褒賞の状況を、加害者の少年院在院中における処遇状況に関する事項として、賞、懲戒及び問題行動指導の状況を新たに通知することとした。

また、保護観察の開始に関する事項の一つとして、従来から保護観察の終了予定年月を通知してきたが、これを年月日まで通知する

ほか、保護観察の処遇状況に関する事項として、特別遵守事項に基づき実施する特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施状況を新たに通知するなどの充実を図った。

図表2-24 法務省における被害者等通知制度の実施状況

	通知希望者数	通知者数
平成14年	47,690	76,691
平成15年	44,442	76,087
平成16年	45,967	75,877
平成17年	46,953	74,813
平成18年	50,504	76,377
平成19年	51,676	77,487
平成20年	55,330	91,818
平成21年	61,007	107,464
平成22年	62,993	114,996
平成23年	63,542	118,933
平成24年	67,750	122,376
平成25年	75,516	129,036
平成26年	79,660	135,545
平成27年	77,874	133,863
合計	830,904	1,411,363

提供：法務省

### (3) 犯罪被害者等に関する情報の保護

#### 【施策番号73】

ア 法務省・検察庁においては、刑事訴訟法に基づき、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度や、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等がみだりに他人に知られないようにすることを求める制度について、円滑な運用に取り組んでいる。また、会議や研修等の機会を通じて検察官等への周知に努めている。

#### 【施策番号74】

イ 警察庁においては、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者を招致した会議等を通じて、都道府県警察を指導している。

○ 総務省においては、平成16年に、関係省令等を改正し、配偶者等からの暴力及びストーカー行為等の被害者の住民票の写し等の交付等を制限する支援措置を講じた。その後、18年に、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本の見直しを行い、何人でも閲覧を請求できるという従前の制度を廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するための住民基本台帳法の一部改正を行った。20年には、同様の観点から、住民票の写し等の交付制度を見直すための同法の一部改正を行った。24年には、支援措置の対象について、配偶者等からの暴力及びストーカー行為等に加え、児童虐待及びその他これらに準ずる行為を明示的に追加する関係通知の改正を行った。これらに基づく支援措置は、各市区町村において実施されている。

また、選挙人名簿の抄本の閲覧制度については、住民票の写し等の交付等に関する関係省令等の改正を踏まえ、17年に、配偶者等からの暴力及びストーカー行為等の加害者から、支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧申立てがあった場合は拒否するなどの留意事項について通知した。その後、18年には、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあるなど市町村選挙管理委員会が閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは閲覧を拒否できるとするなど、個人情報保護に配慮した規定の整備を内容とする公職選挙法の一部改正を行った。さらに、その厳格な取扱いについて、21年、27年にも周知徹底を行っている。

### (4) 一時保護場所の環境改善等

#### 【施策番号75】

ア P30【施策番号23】 参照

#### 【施策番号76】

イ P30【施策番号24】 参照

**(5) 警察における再被害防止措置の推進****【施策番号77】**

P42【施策番号70】参照

**(6) 警察における保護対策の推進****【施策番号78】**

警察においては、暴力団による犯罪の被害者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、組織の総合力を発揮した保護対策を実施している。

「保護対策実施要綱」（平成23年12月22日付け警察庁次長通達）に基づき指定した身辺警戒員（通称「PO」(Protection Officer)）に対する教養訓練を強化するとともに、防犯カメラ等必要な装備資機材の拡充、民間警備業の活用にも努めている。

**(7) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実****【施策番号79】**

法務省・検察庁においては、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聞くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するほか、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努めている。また、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等に犯罪被害者等に対する安全配慮についての周知に努めている。

**(8) 配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討及び施策の実施****【施策番号80】**

第2次基本計画により、配偶者等からの暴力の被害者の安全確保策を強化することについて検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

平成25年6月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）が改正され、生活の

本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても同法の適用対象となったことに伴い、同法に基づく基本方針について、所要の規定の整備を行うとともに、警察における被害者の意思決定を支援する手続や保護命令制度の適切な運用の実現のための施策等について規定するなどの改正を行った。同法及び同基本方針は26年1月に施行された。

内閣府においては、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況等の分析のため、関係省庁と協力して、配偶者暴力相談支援センターを対象にアンケート調査を実施し、男女共同参画会議の下の女性に対する暴力に関する専門調査会では、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行った。

警察においては、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を全国の警察に確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、刑罰法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の一時避難等に係る公費負担等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。さらに、被害者等からの相談に適切に対応できるよう被害者の意思決定支援手続等を導入している。

法務省入国管理局においては、配偶者からの暴力被害者である外国人を認知した場合、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、配偶者からの暴力により別居を余儀なくされ、提出資料の用意が困難な被害者からの、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上、許可するなどし、人道上適切に対応している。また、配偶者からの暴力に起因して不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反と

なっている被害者についても、個々の事情を勘案の上、十分な配慮の下、事案に応じ、人道上適切に対応している。

婦人相談所においては、配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターの機能を担い、配偶者からの暴力被害者・同伴する家族を自ら一時保護したり、母子生活支援施設や民間シェルター等への一時保護委託を実施している。

加えて、配偶者からの暴力被害者等が入所する婦人保護施設においては、夜間警備体制の強化を図るとともに、心理療法担当職員や同伴児童のケアを行う指導員の配置を進めている。

### ⑨ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

【施策番号81】

ア 警察においては、配偶者等からの暴力事案に対し配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携した被害者支援を講ずるなど、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応を図っている。

人身取引事犯の被害者については、その適切な保護がなされるよう関係機関・団体と連携を図るとともに、犯罪被害者等が人身取引の被害を訴えることが容易となるようリーフレット約28万部を作成し、関係省庁、在京関係国大使館、関係国在外公館、NGO等の犯罪被害者等の目に触れやすい場所に広く配布したほか、人身取引事犯の広報啓発用映像ソフトを作成し、ウェブサイトに掲載している（<http://www.npa.go.jp/safetylife/index.htm#hoan>）。また、平成27年7月、人身取引に関係する国の在京大使館、国際機関、NGO等を集めてコンタクトポイント連絡会議を開催し、人身取引被害者の発見・保護等に関する意見交換を行うなどした。さらに、人身取引事犯等の被害者となっている女性等の早期保護を図るため、警察庁の委託を受けた民間団

体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査等に役立つ「匿名通報ダイヤル」を、19年10月から運用している。

なお、「平成27年中における人身取引事犯の検挙状況等について」の広報資料をウェブサイトに掲載している（[http://www.npa.go.jp/pressrelease/2016/02/20160218\\_01.html](http://www.npa.go.jp/pressrelease/2016/02/20160218_01.html)）。

児童虐待の被害者については、街頭補導、少年相談等様々な活動の機会を通じ、その早期発見と児童相談所への確実な通告に努めている。また、各都道府県警察においては、国民に児童虐待事案の通告・通報を促しているほか、22年2月から「匿名通報ダイヤル」の対象に児童虐待事案を追加し、運用している。さらに、都道府県知事・児童相談所長による児童の安全確認や一時保護、立入調査を円滑化するための援助を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会等へ積極的に参加するなど、学校、児童相談所等の関係機関との情報交換や連携強化に努めている。

#### 匿名通報ダイヤル



厚生労働省においては、配偶者からの暴力の被害者、人身取引の被害者等の保護に関しては、婦人相談所や児童相談所、警察

等の関係機関との連携が不可欠であることから、その充実を図っている。特に、配偶者からの暴力被害者の保護と支援については、関係機関相互の共通認識・総合調整が必要不可欠であることから、連携を強化するためのネットワークの整備に係る費用を補助している。具体的には、婦人相談所は、配偶者からの暴力被害者の相談、保護及び自立支援において、警察や福祉事務所等の関係機関との連携を図るため、連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関の役割等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布している。

また、児童相談所においては、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児、迷子、虐待を受けた子供等の要保護児童の通告等について、警察と連携を図っている。

**【施策番号82】**

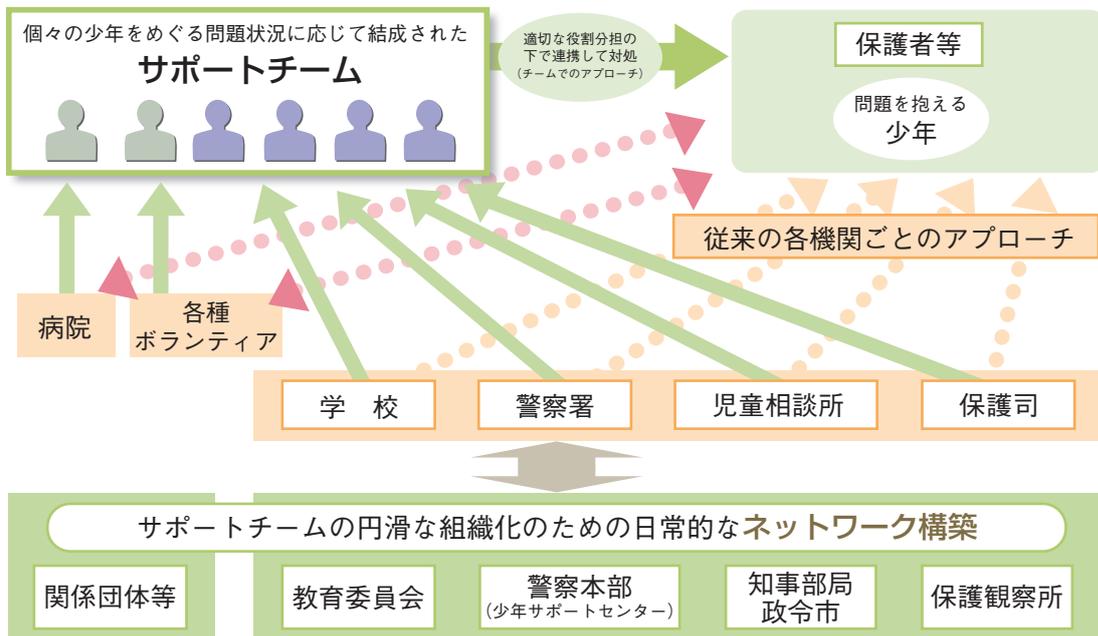
イ 警察庁及び文部科学省においては、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努めている。

警察においては、非行や犯罪被害等個々の少年の抱える問題行動に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者からなる少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。27年度においても、少年サポートチームの効果的な運用等連携を図るため、警察庁と文部科学省の合同で、都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者に対する協議会を実施した。

文部科学省においては、各教育委員会に対し、学校と警察が連携し、児童生徒の問題行動に対応できるよう、会議の場や通知等で促している。

また、要保護児童に関し、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（17年2月25日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童の適切な保護を図るための関係機関との連携について教育委員会等に周知している。

図表2-25 少年サポートチーム



(10) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号83】

ア 警察においては、児童虐待防止対策に従事する職員、検視の専門官、少年補導職員等に対し、早期に児童虐待を発見するための観点や、関係機関との連携の在り方、カウンセリング技術等について指導・教育を行うなど、児童虐待防止に関する専門的な知識・技能の向上のための教育を実施している。

警察庁においては、平成28年4月、新たに「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について」（28年4月1日付け警察庁生活安全局少年課長等通達）を発出し、確実な通告の実施や児童相談所等関係機関との一層緊密かつ適切な連携、警察における的確な対応の徹底について、各都道府県警察に指示するなどして、児童虐待の早期発見・早期対応に努めている。

【施策番号84】

イ 文部科学省においては、児童虐待の速やかな通告を推進する上で留意すべき事項を整理した「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（24年3月29日付け文部科学副大臣通知）を通知し、取組の充実を求めている。

また、児童虐待等の問題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを、各地域の実情に応じて学校等の教育機関に配置する地方自治体の取組に対して補助を行っている。

さらに、いじめ対策等生徒指導推進事業において、児童虐待等の問題を抱える児童生徒に対する効果的な支援について、子供の状況の把握の在り方、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方等の観点から、調査研究を実施している。

そのほか、都道府県・政令指定都市の教育委員会に対し、生徒指導担当者の会議等において、継続的に児童虐待防止対策を取り上げ、通告義務の周知徹底等に取り組むよう指導を行うとともに、教育機関と児童相談所の職員による合同研修への積極的な参加を促すなどにより、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制の整備に努めている。

【施策番号85】

ウ 児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、27年12月21日に開催された第4回子どもの貧困対策会議において、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」及び「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」で構成された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が決定された。

厚生労働省においては、(ア)児童虐待の発生予防として、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。(イ)発生時の迅速・的確な対応として、児童虐待が発生した場合に、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。(ウ)被虐待児童への自立支援として、被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつけるなどの対策を進めていくこととした。

また、21年10月から運用を開始している児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）について、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、児童虐

待を受けたと思われる子供を見つけた時等に、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、27年7月から、これまでの10桁番号から3桁番号（189）に変更し、運用を開始している。

24年4月から、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための改正民法等が施行されるとともに、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための改正児童福祉法が施行されている。

24年及び25年には、要保護児童対策地域協議会の活用促進・機能強化を図るため、「『要保護児童対策地域協議会』の実践事例集」を発出し、同協議会を積極的に活用している自治体の取組事例を紹介しているほか、児童相談所や市町村が医療機関と連携するに当たり留意すべき事項を周知する「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等通知）や、要支援児童及び特定妊婦の把握や支援に関する留意事項を示した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等通知）等を発出し、関係機関が連携して適切な対応を行うことを推進している。

また、児童虐待への対応に関し、通告・相談への対応や調査、児童や保護者への支援における着眼点や事例等を盛り込み、虐待対応の参考となる「子ども虐待対応の手引き」（11年3月29日付け厚生省児童家庭局企画課長通知）や、「児童相談所運営指針」（2年3月5日付け厚生省児童家庭局長通

知）を改正した。

## (11) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

### 【施策番号86】

平成16年から、社会保障審議会児童部会の下に設置されている児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においては、児童虐待による死亡事例等について、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題に対する具体的な対応策を提言として、毎年取りまとめている。

## (12) 再被害の防止に資する教育の実施等

### 【施策番号87】

ア 法務省においては、矯正施設に収容されている加害者に、被害者感情を理解させるためのオリジナル教材等を活用した被害者の視点を取り入れた教育を、必要な者に対し義務付けて実施している。また、同教育の充実を図るため、平成18年度以降は、犯罪被害者等や支援団体職員等が被収容者に対し直接講話するゲストスピーカー制度を拡大するとともに、23年度は、犯罪被害者等や犯罪被害者支援に係る関係者等を構成員として被害者の視点を取り入れた教育検討会を開催した。検討会の結果を受けて、ゲストスピーカーの協力を得つつ、同教育の充実を図っている。

被害者の視点を取り入れた教育は、被収容者に対し、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、社会復帰後の犯罪被害者等への対応、再犯の防止等に活かされることが期待できる。

### 【施策番号88】

イ 法務省においては、性犯罪者、ストーカー事犯者等の保護観察対象者に対しては、事案に応じて、違反した場合に仮釈放の取消

し等の不良措置が執られることを前提とし、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、当該被害者への接触を禁止するなどの事項を設定していることに加えて、性犯罪者等、特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムを受講することを特別遵守事項として設定し、これを守るよう指導監督している。また、事案に応じて、慰謝の措置や被害弁償に努めること等の生活行動指針を設定し、これを守る努力をするよう指導監督している。

仮釈放等審理における意見等聴取制度の施行（19年12月）後は、仮釈放者及び少年院仮退院者については、犯罪被害者等から聴取した意見等を踏まえ、より一層適切に特別遵守事項を設定している。

**【施策番号89】**

ウ 法務省においては、保護観察対象者に対して、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を実施している。

- 〈1〉 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。

- 〈2〉 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させる。  
〈3〉 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。  
〈4〉 具体的なしよく罪計画を策定させる。

**【施策番号90】**

エ 文部科学省においては、児童虐待の防止にも資する取組として、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会の提供等の家庭教育を支援する活動を推進している。また、家庭教育が困難な家庭に対して支援を届ける訪問型家庭教育支援手法の実証研究や訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル及び人材育成講座の開発を行った。

**家庭教育支援チームによる親子参加行事**



提供：文部科学省

コラム  
4

## 児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価

平成26年6月、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律が一部改正され、法律名が児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に変更されるとともに、改正児童買春・児童ポルノ禁止法第16条の2第1項において、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、推進会議で検証・評価を行うことが定められた。

ここでは、28年3月に推進会議で決定された検証・評価（対象期間は、改正児童買春・児童ポルノ禁止法が施行された26年7月15日から27年末までの間）について、その概要を紹介する。

## 1 被害児童に対する保護活動

児童買春・児童ポルノ事犯は、被害を他人に知られたくないとの被害児童の意識等から、被害が潜在化するおそれがあることを踏まえ、インターネット等を通じて匿名でもその相談を受け付けるなど、被害児童が相談しやすい環境の整備のための取組が行われている。

一方で、被害児童に自らが被害者であるとの認識が乏しい場合もあることから、児童買春や児童ポルノは犯罪であるということを経験させることで、被害の潜在化を防ぐことが必要である。

また、被害に遭ったことをどこに相談すればいいのかわからないという事態が生じないよう、平素から児童等に相談窓口を周知するなど、被害児童が早期に適切な保護施策につながるよう措置を講じることが重要である。

## 2 被害児童保護を行う者の資質の向上

児童相談所職員を始め、スクールカウンセラー、教職員等被害児童と直接接する機会を有する者が、被害児童に対して適切に対応できるよう、研修等を通じて、その資質向上を図っていく必要がある。

## 3 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

被害児童の負担軽減等のため、被害児童からの聴取に当たり、検察、警察、児童相談所等の各関係機関が連携協力の取組を進めていることは評価できる。

また、関係機関の間で、適切な役割分担の下、連携協力体制が構築されているが、特に、児童が1日のうち、多くの時間を過ごす学校と他の関係機関・団体との間の連携協力を今後より一層強化していく必要がある。

## 4 被害児童保護に関する調査研究の推進

効果的で適切な保護施策を推進できるよう、児童が被害に遭う背景や被害児童の心理特性に関する調査研究の実施について検討する必要がある。

## 5 総括

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策が、多方面にわたり行われていることは評価できるが、児童買春・児童ポルノ事犯は、様々な要因により被害が潜在化しやすいことから、引き続き、保護活動の充実、被害児童の保護を行う者の資質向上、関係機関の連携強化等を図っていく必要がある。

なお、犯罪被害者等施策にとどまらない事項ではあるが、児童がSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネット上の新たなコミュニケーションツールの利用をきっかけに被害に遭うケースが多いことから、今後、児童及び保護者のインターネット・リテラシーの向上等の予防啓発や教育・学習の充実を期待する。

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

#### (1) 職員等に対する研修の充実等

##### 【施策番号91】

ア 警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者支援に関する必要な知識について教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して、犯罪被害者支援や被害者カウンセリング技術等、個別の犯罪被害者支援に関する教育及び研修の機会を設けている。

特に、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者、遺族等による講演会、支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と知識が深い警察官や有識者による講演会、犯罪被害者支援担当者の体験記の配布等を実施している。また、警察本部犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育の充実を図っている。

##### 【施策番号92】

イ 法務省においては、矯正施設・更生保護官署における研修の充実を図っている（P64【施策番号140】参照）。

法務省においては、検察官等に対する研修の中で、犯罪被害者支援をテーマにした講義を実施しているほか、検察官に市民感覚を学ばせるために実施している公益的活動を行う民間団体及び民間企業に検察官を派遣する制度を活用し、検察官を被害者支援団体等に派遣したり、検察幹部が参加する各種会議等において犯罪被害者等の心情を理解し、適切な対応に努めるよう指示したりするなどし、職員の対応の向上に努めている。

##### 【施策番号93】

ウ 上記【施策番号92】参照

##### 【施策番号94】

エ 法務省においては、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施している。

##### 【施策番号95】

オ 法務省においては、副検事に対する研修の中で、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び遺族の立場等への理解を深めるための講義を実施している。

##### 【施策番号96】

カ 厚生労働科学研究においては、平成17年度から犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究を3年計画で行い、23年度からは、大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究を行い、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン」を作成した（PTSD対策専門研修についてはP33【施策番号35】、思春期精神保健対策専門研修についてはP36【施策番号44】参照）。

##### 【施策番号97】

キ 看護教育では、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（27年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）において保健師及び助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標の中に、性犯罪等の予防と被害相談者への対応と支援についての項目を設定し、強化している。

##### 【施策番号98】

ク 厚生労働省においては、犯罪被害者等を含め、地域住民への適切な対応を図るため、民生委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠となる守秘義務の遵守等の知識と技術を修得するための研修を実施する都道府県等に対する支援を行っている。また、民生委員の全国組織である全国民生委員児童委

員連合会では、標準的な研修カリキュラムを定め、各地域において研修の充実が図られるよう、その普及を図っている。

**【施策番号99】**

ケ 厚生労働省においては、全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会や全国婦人相談員・心理判定員研究協議会で婦人相談所長や婦人相談員等に対する研修を厚生労働省の主権において行うとともに、全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会の場を活用して婦人保護施設に従事する職員の専門的な資質向上を図っている。また、23年度から国立保健医療科学院において、婦人相談所等指導者研修を実施し、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員に対して、専門的な知識・手法の習得を促しているほか、各都道府県において実施する専門的な研修等に係る費用を補助している。

また、児童相談所職員等への研修の支援を行っているほか、都道府県において、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等で配偶者からの暴力被害者等の支援を行う職員を対象に、専門研修を実施している。

○ 海上保安庁においては、基本的人権を尊重した適正な職務執行を行うため、海上保

安学校等において、犯罪被害者等の人権に関する教育を行っている。

**(2) 女性警察官の配置等**

**【施策番号100】**

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等から、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査の研修を行うなどして性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。

平成27年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等は、全国の都道府県警察において7,505名である。

また、全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査担当課に性犯罪捜査指導官の設置を推進しているほか、同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置を図ること等により、性犯罪捜査に関する指導体制の拡充を行っており、27年4月現在、都道府県警察の性犯罪捜査指導係員は311名、うち女性警察官は137名である。

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠採取を行うに当たって、犯罪被害者等の精神的負担

図表2-26 性犯罪指定捜査員等の推移



平成27年4月現在

を軽減するため、証拠採取に必要な用具や当該被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを27年4月現在、全国で3,038セット保有し、また、性犯罪事件の被害状況の再現を行う際の犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、当該被害者の代わりとして使用する性犯罪被害者捜査用ダミー人形を27年4月現在、全国で2,064体整備している。

このほか、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の積極的な活用や、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療、証拠採取や女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図り、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

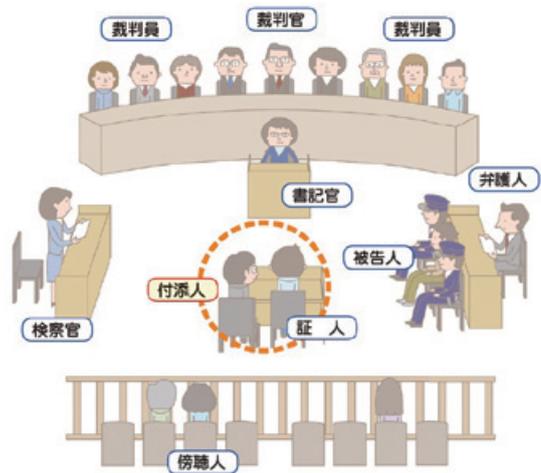
- 海上保安庁においても、性犯罪等に係る女性被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。

(3) ビデオリンク等の措置の適切な運用

【施策番号101】

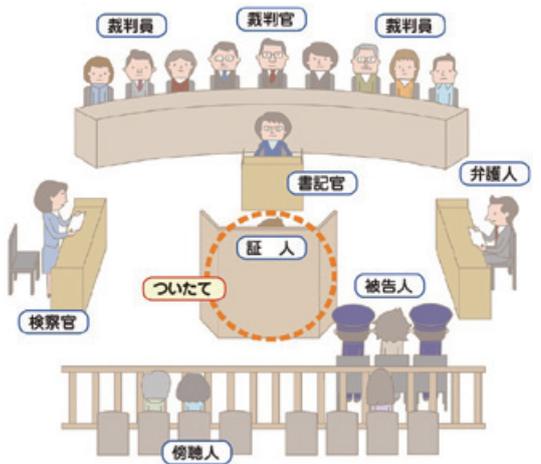
法務省においては、刑事訴訟に関して、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれらの制度の情報を掲載している（P60【施策番号117】参照）。

図表2-27 証人への付添い



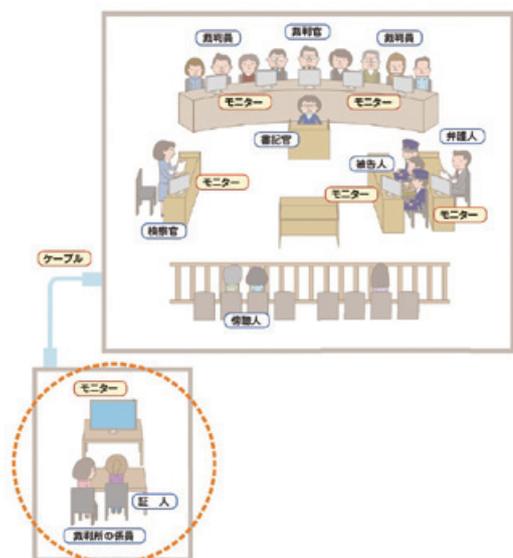
提供：法務省

図表2-28 証人への遮へい



提供：法務省

図表2-29 ビデオリンク方式



提供：法務省

平成27年中に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は141人、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ数は1,563人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は290人であった。

図表2-30 証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成23年	136	1,317	242
平成24年	121	1,757	288
平成25年	116	1,792	278
平成26年	112	1,661	299
平成27年	141	1,563	290

(注)

1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。

提供：法務省

19年6月に成立した犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、民事訴訟法が一部改正され、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの各措置を採ることが認められた（20年4月施行）。

27年中の民事訴訟における付添い回数は19回、遮へい回数は195回、ビデオリンク回数は13回である（いずれも証人尋問及び当事者尋問の数値であり、各措置を併用した場合であっても、それぞれ各別に1回として計上している）。

#### (4) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

【施策番号102】

警察においては、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるようにするため、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、全国の全ての警察署に被害者用事情聴取室を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等に

立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者等の指定する場所に赴くことができ、犯罪被害者等のプライバシー保護等に配慮しながら必要な事情聴取や実況見分等を行える、移動式被害者用事情聴取室ともいえる被害者支援用車両を導入して、犯罪被害者等からの相談や届出の受理、事情聴取等に活用している。さらに、公の施設、ホテル、大学等の警察施設以外の相談会場の借上げも行っている。

#### (5) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号103】

法務省においては、被疑者等の事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情への配慮と精神的負担の軽減のため、平成27年度に新営された検察庁3庁舎に被害者専用待合室を設置した。28年度中に建て替えが完了する見込みの検察庁2庁舎についても、同室を設置することとしており、未設置の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、今後も同室の設置について検討していく。

また、犯罪被害者等のための待合室には、犯罪被害者等の心情に配慮し、精神的負担の軽減を図るための備品を整備している。

#### 犯罪被害者等のための待合室



提供：法務省

## 第3節 刑事手続への関与拡充への取組

### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

#### (1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

【施策番号104】

警察庁においては、性犯罪の被害者が警察へ届け出ずに医療機関を受診した場合、後に警察に届出をするときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、医師等が受診時にこれを採取するための資機材を10都道府県の医療機関に試行整備している。

#### (2) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

【施策番号105】

検察庁においては、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載し

た書面等の交付を全国で実施している。

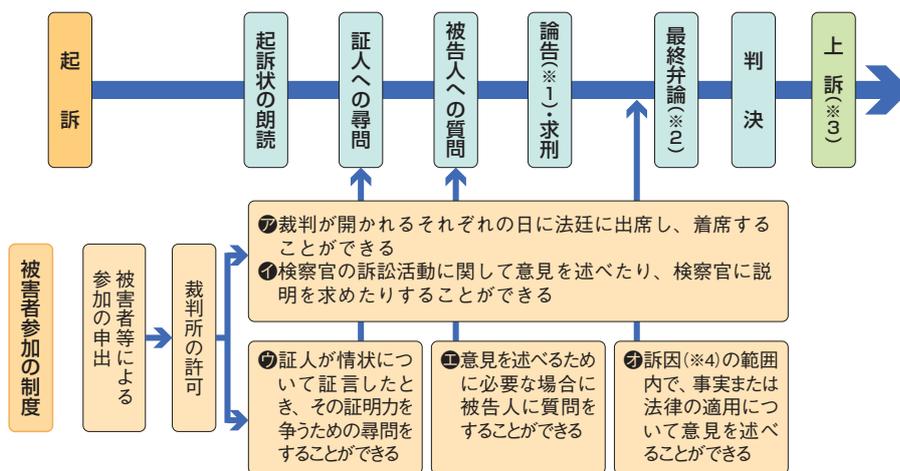
また、法務省・検察庁においては、それらについて、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めている。

#### (3) 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

【施策番号106】

第2次基本計画により、法務省においては、犯罪被害者等が被害者参加制度（裁判所から参加を許された犯罪被害者等が、原則として公判期日に出席できるとともに、一定の要件の下で証人の尋問や被告人に対する質問、意見の陳述ができる制度）を利用して裁判所に出廷する際の旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い、2年以内を

図表2-31 被害者参加制度



- ※1 検察官が証拠調べの結果から、事実や法律の適用などについて述べる最終意見。
- ※2 弁護人が証拠調べの結果から、事実や法律の適用などについて述べる最終意見。
- ※3 上訴された場合でも、裁判所の許可により被害者参加制度が利用できますが、参加の申出や弁護士への委任の届出は、改めて行う必要がありますので、詳しくは、事件を担当する検察官にご相談ください。
- ※4 検察官が起訴状に犯罪事実として記載した具体的な事実。

提供：法務省

目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされたところ、公判期日等に出席した被害者参加人が日本司法支援センターから旅費、日当及び宿泊料の支給を受けられるようにすることを内容とする、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律が平成25年6月成立し、同年12月から施行されており、法務省・検察庁及び日本司法支援センターにおいては、その円滑な運用に取り組んでいる。27年度中には2,594件の請求があり、1,975万7,395円の支給を行った。

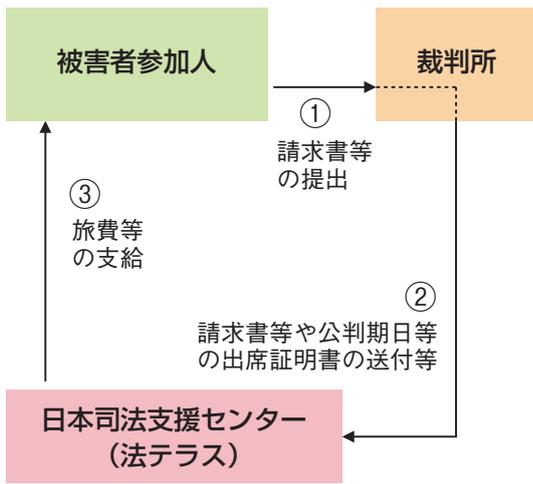
(4) 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討

【施策番号107】

第2次基本計画により、法務省においては、被害者参加人のための国選弁護制度における被害者参加人の資力要件の緩和について、被害者参加人の旅費等と併せて検討を行うこととされたところ、被害者参加人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生計費等を勘案すべき期間を3月間から6月間に伸張することにより、国の費用で被害者参加弁護士が選定される被害者参加人の範囲を拡大することを内容とする、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律が平成25年6月成立し、同年12月から施行されており、法務省・検察庁及び日本司法支援センターにおいては、その円滑な運用に取り組んでいる。

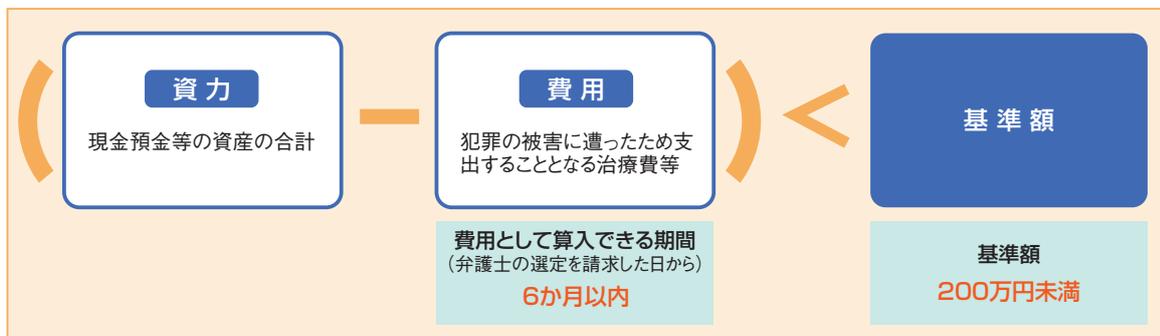
被害者参加人のための国選弁護制度に関して、日本司法支援センターにおいては、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保のほか、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に指名通知するなどの業務を行っている。28年4月現在、被害者参加弁護士契約弁護士は4,449人となっており、27年度中の国選被害者参加弁護士の選定請求受付件数は521件653人であった。

図表2-32 被害者参加旅費等支給の流れ



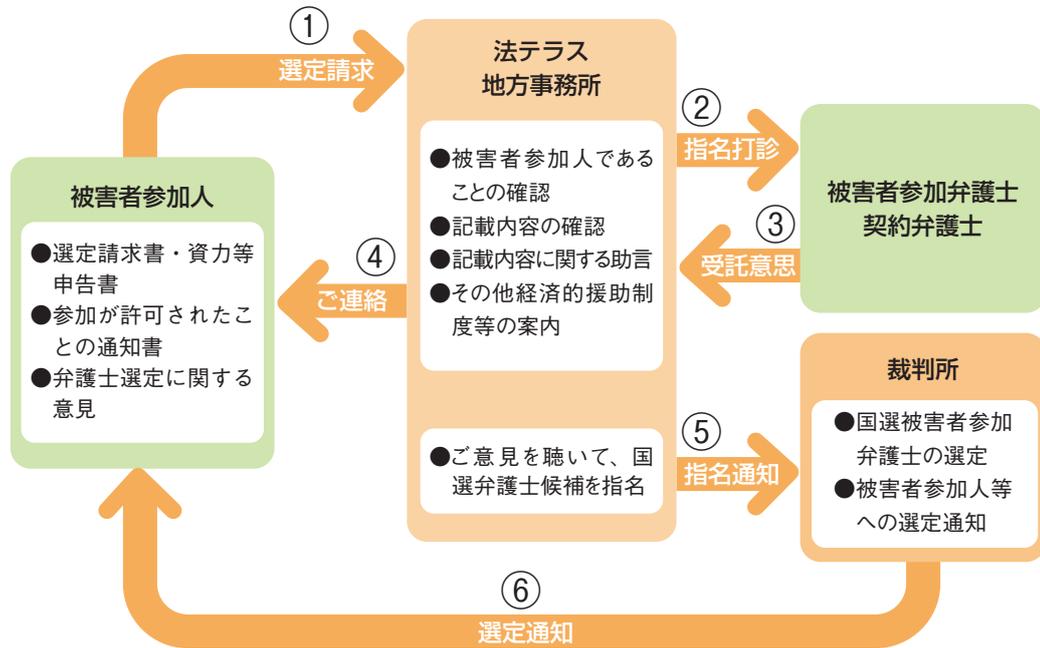
提供：法務省

図表2-33 資力要件の緩和



提供：法務省

図表2-34 国選被害者参加弁護士の選定の流れ



提供：法務省

図表2-35 日本司法支援センターによる支援

業 務	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
犯罪被害者支援業務								
国選被害者参加弁護士選定請求件数	29件 ※平成20年12月～	204件	231件	282件	302件	383件	451件	521件
国選被害者参加弁護士選定請求者数	32人 ※平成20年12月～	238人	299人	351人	401人	463人	572人	653人
被害者参加弁護士契約弁護士数	1,844人 平成21年4月現在	2,219人 平成22年4月現在	2,476人 平成23年4月現在	3,014人 平成24年4月現在	3,335人 平成25年4月現在	3,700人 平成26年4月現在	4,122人 平成27年4月現在	4,449人 平成28年4月現在

提供：法務省

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

【施策番号108】

検察庁においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」（P60【施策番号117】参照）等により、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件が係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨の周知を図っている。また、検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録（いわゆる確定記録）の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正

担保の必要性と一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較考慮して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の延べ数は、平成27年中、1,499件であった。

なお、不起訴記録は、非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書等の証拠については、裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に対し、開示することが相当と認められるときは、これに応じている。また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、事件の内容を知ること等を目的

とする場合でも、捜査や公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を開示し、弾力的な運用に努めている。さらに、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査や公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を開示している。

図表2-36 公判記録の閲覧・謄写状況

年次	記録の閲覧・謄写
平成23年	1,311
平成24年	1,426
平成25年	1,486
平成26年	1,646
平成27年	1,499

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数及び同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数の合計である。

提供：法務省

### (6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実 【施策番号109】

ア 法務省・検察庁においては、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、また、公判期日の設定に当たっても、犯罪被害者等の希望が裁判所に伝えられるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、適切な形で検察官が犯罪被害者等と十分な意思疎通を図ることについて、検察官等への周知に努めている。

【施策番号110】

イ 上記【施策番号109】参照

### (7) 国民に分かりやすい訴訟活動 【施策番号111】

検察庁においては、犯罪被害者等を含む傍聴者等にも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフト等を活用して視覚

的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めている。

### (8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実 【施策番号112】

P45【施策番号79】参照

### (9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等 【施策番号113】

法務省・検察庁においては、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知に努めている。

### (10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底 【施策番号114】

法務省・検察庁においては、検察官等に対し、会議や研修等の様々な機会を通じて、少年保護事件に関する意見の聴取の制度、少年審判の傍聴、記録の閲覧・謄写の制度、家庭裁判所が犯罪被害者等に対し少年審判の結果等を通知する制度の周知を図っており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。また、これらの制度等について解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、周知を図っている（P60【施策番号117】参照）。

図表2-37 少年保護事件に関する意見の聴取等の実施状況

年次	意見聴取		記録の閲覧・謄写		審判結果等の通知	
	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数
平成23年	384	370	1,083	1,075	1,213	1,207
平成24年	401	380	1,264	1,236	1,435	1,424
平成25年	339	325	1,261	1,234	1,440	1,438
平成26年	270	264	1,055	1,042	1,269	1,266
平成27年	315	301	1,136	1,111	1,100	1,090

(注) 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。

提供：法務省

(11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

【施策番号115】

法務省・検察庁においては、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度や、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の制度の周知を図っている(P59【施策番号114】参照)。

図表2-38 少年審判の傍聴の実施状況

年次	傍聴の対象となった事件数	傍聴を許可した事件数(人数)
平成23年	165	67 (120)
平成24年	132	59 (78)
平成25年	97	64 (82)
平成26年	91	59 (79)
平成27年	74	45 (65)

(注) 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。

提供：法務省

(12) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号116】

日本司法支援センターにおいては、国民への制度周知・広報の取組として、国民にとって見やすく、かつ分かりやすい表現を心掛けた犯罪被害者支援リーフレット、Q&Aリーフレット(「犯罪被害者支援Q&A」、「ドメスティックバイオレンス(DV)」)等の各種広報物(同センターウェブサイト「刊行物」：[http://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/kankoubutsu/](http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kankoubutsu/))の発行、地方公共団体等に依頼して広報物を窓口に備え置いても

らう、各団体の機関紙に同センターの紹介記事を掲載してもらうなど、関係機関・団体を通じた地道な広報活動を進めているほか、全国各地でテレビや新聞等のマスメディアを利用した広報を展開している。

(13) 刑事の手續等に関する情報提供の充実

【施策番号117】

ア 法務省においては、被害者参加制度や少年審判の傍聴制度等、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁において犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしているほか、各種イベントで配布するなどしている。また、同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイトへも掲載している。

その他、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成し、これを全国の検察庁に配布して、犯罪被害者等に対する説明に利用しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

・法務省ウェブサイト：「犯罪被害者の方々へ」

[http://www.moj.go.jp/keijil/keiji\\_keijil1.html](http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1.html)

・法務省チャンネル：DVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」

<http://www.youtube.com/watch?v=IXmgyAoEM9E>

法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット



提供：法務省

警察においては、「被害者の手引」の内容を充実させている（P75【施策番号170】参照）。

被害者の手引



【施策番号118】

イ 警察庁においては、都道府県警察に対し、外国語版の「被害者の手引」についても、積極的に作成・配布するよう指示しており、都道府県警察では、それぞれの実情に応じて、英語版、中国語版等の「被害者の手引」を作成・配布するなどの適切な対応を行っている。

被害者の手引（外国語版）



【施策番号119】

ウ 法務省においては、外国人や視覚障害者である犯罪被害者等に対しても情報提供を可能とするため、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」は、英語版や点字版のほか、内容を音声で録音したCD版も作成し、全国の検察庁及び点字図書館等へ配布している。また、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」は全編に字幕を付しており、聴覚障害者に対しての情報提供も可能としている。

(14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

【施策番号120】

都道府県警察においては、検視・司法解剖に関する手続等を盛り込んだパンフレットを配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。

また、検察庁においても、検察官が、捜査や公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検視・司法解剖に関する情報を提供している。

(15) 捜査に関する適切な情報提供等

【施策番号121】

ア 警察庁においては、「被害者連絡実施要領」（平成26年5月20日付け警察庁刑事局長等通達）や「被害者の手引」モデル案（P

75【施策番号170】参照)に基づき、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する適切な情報提供が行われるよう、都道府県警察に対する指導を行っている。また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、民間被害者支援団体や他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供するなど関係機関・団体との連携を図っている。

さらに、交通事故被害者等に対する被害者連絡を組織的かつ適切に推進するため、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に被害者連絡調整官等を設置している。被害者連絡調整官等は、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、各警察署において実施される被害者連絡について指導を行うとともに、交通捜査員に対して適切な被害者連絡に資する教育等を実施している。

図表2-39 被害者連絡制度の概要



**【施策番号122】**

イ 法務省・検察庁においては、捜査段階から、捜査に及ぼす支障等も総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に捜査に関する情報を提供するよう、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知に努めている。

- 海上保安庁においては、捜査や公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉等の権利を不当に侵害するおそれのある場合を除き、犯罪被害者等に対して当該事件の捜査の経

過等を通知している。

**(16) 交通事故捜査の体制強化等**

**【施策番号123】**

警察においては、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置した交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、悪質な交通事故、事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故捜査の基本である実況見分等についての教育を強化している。

交通鑑識



警察庁においては、交通事故被害者等の真実を知りたいという強い要望に応えるべく、交通事故鑑識官養成研修を始めとする各種捜査研修を実施し、捜査員の能力向上を図るとともに、客観的証拠に基づいた事故原因の究明を図るため常時録画式交差点カメラ、3Dレーザースキャナ等各種機器の活用を推進している。

**(17) 交通事件に関する講義の充実**

**【施策番号124】**

P52【施策番号95】参照

**(18) 不起訴事案に関する適切な情報提供****【施策番号125】**

ア 法務省・検察庁においては、被害者保護の要請に配慮し、犯罪被害者等に対する不起訴事件記録の開示の弾力的運用を実施するとともに、犯罪被害者等の希望に応じ、関係者の名誉等の保護の要請に配慮しつつ、不起訴処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努めており、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等への周知に努めている（P58【施策番号108】参照）。

**【施策番号126】**

イ 上記【施策番号125】参照

**(19) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力****【施策番号127】**

一定の場合に検察審査会の議決に拘束力を認める制度が平成21年5月に施行されたことに伴い、検察庁においては、起訴議決に至った事件について、裁判所により指定された弁護士に対する協力を行うなど、その適切な運用が図られるよう努めている。

**(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実****【施策番号128】**

P52【施策番号94】参照

**(21) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実****【施策番号129】**

P42【施策番号70】参照

**(22) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施****【施策番号130】**

P43【施策番号72】参照

**(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用****【施策番号131】**

法務省においては、平成18年5月、これまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等も認めることとした指針を示し、その後、犯罪被害者等と受刑者との面会が実施されるなど、施設において適切な指導を行っている。

**(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等****【施策番号132】**

ア P49【施策番号87】参照

**【施策番号133】**

イ 法務省においては、保護処分の執行に活用するため、少年に係る情報について、少年院において得られるものだけでなく、家庭裁判所や保護観察所等の関係機関や保護者から得られたものを、その都度少年簿に記載している。平成19年12月からは、犯罪被害者等についてより一層必要な情報の収集及び記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において被害に関する事項を把握した際に、少年簿に具体的に記載することとし、少年の処遇に携わる職員により確実に情報の共有が図られるようにしている。

**【施策番号134】**

ウ 法務省においては、特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施している。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導を適切に実施している。

**【施策番号135】**

エ 保護観察所においては、犯罪被害者等の

申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底している。27年中に、心情等を伝達した件数は166件であった。

図表2-40 心情等伝達件数

	心情等伝達件数
平成23年	112
平成24年	106
平成25年	99
平成26年	151
平成27年	166

提供：法務省

**(25) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通安全犯被収容者に対する更生プログラムの整備等**

**【施策番号136】**

刑事施設においては、必要な者には義務付けて、犯罪被害者等の視点を取り入れた交通安全指導プログラムを実施している（被害者の視点を取り入れた教育については、P49【施策番号87】参照）。

**(26) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実**

**【施策番号137】**

P49【施策番号88】参照

**(27) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施**

**【施策番号138】**

地方更生保護委員会においては、更生保護法に基づき、仮釈放や少年院からの仮退院の審理に際し、犯罪被害者等からの希望に応じて、犯罪被害者等から意見等を聴き、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって考慮するほか、許す場合には、特別遵守事項を設定する

際の参考としている。

平成27年中に、意見等を聴いた件数は292件であった。

図表2-41 意見等聴取件数

	意見等聴取件数
平成23年	273
平成24年	271
平成25年	304
平成26年	328
平成27年	292

提供：法務省

**(28) 仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討及び施策の実施**

**【施策番号139】**

【施策番号138】のとおり、犯罪被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取する制度が、平成19年12月から開始され、法務省においては、その円滑かつ適切な運用に取り組んでいる。

さらに、第2次基本計画により、法務省においては、仮釈放・仮退院について犯罪被害者等が意見等を述べる際に資するよう、被害者等通知制度における通知内容を充実させることについて、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題を考慮しつつ検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

その検討の結果、26年4月から、加害者の受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項として、懲罰及び褒賞の状況を、加害者の少年院在院中における処遇状況に関する事項として、賞、懲戒及び問題行動指導の状況を新たに通知することとした。

**(29) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実**

**【施策番号140】**

法務省においては、矯正施設職員について、矯正研修所が新規採用職員や初級幹部要員に

対して実施する研修の中に、科目として犯罪被害者の視点を設けるとともに、同じく上級幹部要員を対象とする研修において、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深める研修の充実を図っている。

更生保護官署職員については、被害者担当官及び被害者担当保護司、新任の保護観察官及び社会復帰調整官、指導的立場にある保護

観察官等を対象とした研修等において、犯罪被害者等施策に関する講義、犯罪被害者遺族による講話、犯罪被害者団体関係者や関係機関の職員、研究者等の専門家による被害者心理や被害者支援に関する講義等を実施している。また、それぞれの保護観察所等においても犯罪被害者等の心理等に関する研修を実施している。

## 第4節 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

#### (1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

##### 【施策番号141】

ア 内閣府においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口（以下「総合的対応窓口」という。）の設置を要請しており、都道府県・政令指定都市については、平成23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている（都道府県・政令指定都市における総合的対応窓口の設置状況等は、P 202 資料10-2 参照）。

また、内閣府においては、20年に「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成・配布した上で、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、地方公共団体に対して「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等を働きかけた。

さらに、関係省庁と地方公共団体宛てに送付している「犯罪被害者等施策メールマガジン」では、関係省庁の犯罪被害者等施

策や地方公共団体における先進的な取組事例等を紹介し、情報共有を図った。

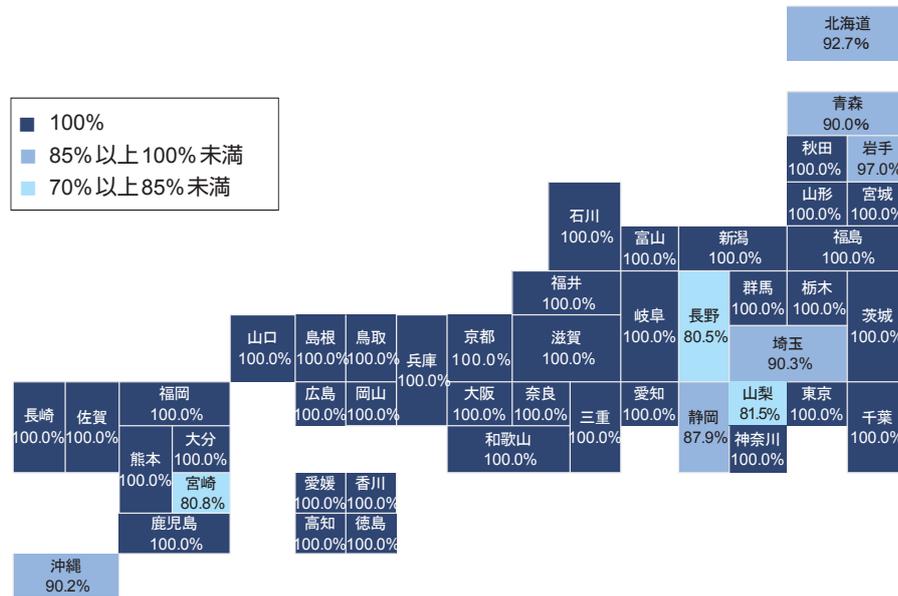
##### 【施策番号142】

イ 内閣府においては、市区町村における犯罪被害者等施策担当窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の確定状況等について確認し、犯罪被害者白書に掲載するとともに、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等の機会を通じ、市区町村における施策主管課の確定及び総合的対応窓口の設置を促進するよう要請した。

28年4月現在、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）中、全ての市区町村において施策主管課が確定され、1,664市区町村（約97%）において総合的対応窓口が設置されている（市区町村における施策主管課の確定状況等は、P 205 資料10-3 参照）。

また、27年度は犯罪被害者支援体制整備の促進事業として、宮城県、大阪府、和歌山県、沖縄県、横浜市、名古屋市及び大阪市において、研修会やシンポジウム等を実施した（P 84 コラム7「地域における犯罪被害者支援体制の整備促進事業」参

図表2-42 市区町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況  
(政令指定都市を除き、東京23区を含む。)(平成28年4月現在)



照)。

(2) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

【施策番号143】

内閣府においては、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修を実施し、先進的な好事例を紹介するなどしている。また、平成26年度から、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者等支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する事業を実施しており、27年度は19団体の取組を対象に調査研究を行った。

(3) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号144】

P37【施策番号47】参照

(4) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

【施策番号145】

P37【施策番号48】参照

(5) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

【施策番号146】

P37【施策番号49】参照

(6) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号147】

P40【施策番号61】、【施策番号62】参照

(7) ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号148】

ア P37【施策番号50】参照

【施策番号149】

イ P38【施策番号51】参照

【施策番号150】

ウ P38【施策番号52】参照

【施策番号151】

エ P38【施策番号53】参照

**(8) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援**

**【施策番号152】**

内閣府においては、全国被害者支援ネットワークが開催する全国研修会に職員を講師として派遣し、犯罪被害者等に対する支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援した。

また、民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修を実施する際の研修教材として、内閣府において平成22年度に作成し、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者支援団体等に配布したDVDが、犯罪被害者支援団体における人材育成研修等において活用されている。

警察においては、全国被害者支援ネットワークを始めとする民間被害者支援団体に対し、研修内容に関しての助言や講師派遣等の協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、被害者支援連絡協議会等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を実施している(被害者支援連絡協議会については【施策番号154】参照)。

**(9) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実**

**【施策番号153】**

警察においては、他の犯罪被害者支援に係る関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの関係機関・団体等の犯罪被害者支援のための制度等を説明できるよう努めている。また、犯罪被害者支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、犯罪被害者等に提供している。

**(10) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進**

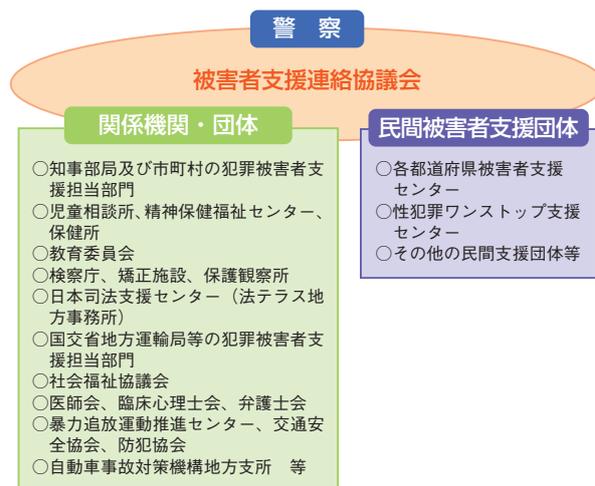
**【施策番号154】**

警察においては、生活上の支援を始め、医療、公判に関すること等極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局、県や市の相談機関や民間被害者支援団体等による被害者支援連絡協議会を全都道府県に設立し、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っている。

このほか、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会(被害者支援地域ネットワーク)を構築している。

平成27年4月現在、被害者支援連絡協議会が47(全都道府県)、被害者支援地域ネットワークが1,136設置され、全ての地域を網羅している。

**図表2-43 警察と関係機関・団体等とのネットワーク**



**(11) 警察における相談体制の充実等**

**【施策番号155】**

警察においては、犯罪被害の未然防止に関する相談等各種相談に応じる窓口を設置している。また、電話による相談についても、全

国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。さらに、犯罪被害者等の住所地や、匿名や実名であるかにかかわらず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている。

また、警察庁から委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用し、被疑者の検挙や犯罪被害者の早期保護等に役立っている（P46【施策番号81】参照）。

このほか、都道府県警察本部・警察署においては、交通事故の当事者からの相談に応じ、

- ・保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明
- ・被害者援助、救済制度の概要の説明
- ・各種相談窓口、被害者支援組織、カウンセリング機関の紹介
- ・示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続等の一般的事項の説明

等を実施している。

さらに、都道府県警察においては、交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報の提供を行っており、平成27年中の都道府県警察における意見の聴取等の期日等に関する問合せに対する回答件数は2件、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は19件であった。

なお、都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士等が、交通

事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っており、26年度中の同センターにおける交通事故相談回数は1万2,287回であった。

### 犯罪被害者ホットライン



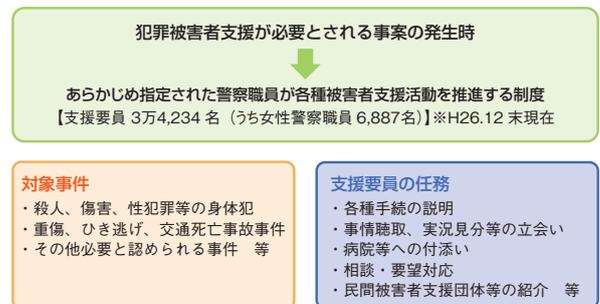
### (12) 「指定被害者支援要員制度」の活用

【施策番号156】

警察においては、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が犯罪被害者等への付添い、説明等の事件発生直後における犯罪被害者支援活動を行う指定被害者支援要員制度を各都道府県警察で導入している。

平成26年末現在、指定被害者支援要員として全国で3万4,234人が配置されている。

図表2-44 指定被害者支援要員制度



○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者等支援主任者を部署ごとに指定し、犯

罪被害者等の個々の具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供等を行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減に努めている。

#### 少年サポートセンターのパンフレット等



#### (13) 交通事故相談活動の促進

##### 【施策番号157】

内閣府においては、地方公共団体の交通事故相談活動の推進を図るため、相談員としての基本的な心構えや知識の習得を目的とした交通事故相談員中央研修会(初任者コース)を開催した。また、交通事故被害者等からの相談に対する相談員の対応能力を向上させるため、交通事故相談員総合支援事業を通じて、都道府県・政令指定都市の交通事故相談活動(平成26年度の相談件数は都道府県4万9,050件、政令指定都市9,353件)に対する支援を行った。

#### (14) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

##### 【施策番号158】

警察においては、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係等が窓口となって、少年や保護者等からの相談を受け付けている。相談には、警察官や少年補導職員が対応し、必要な助言、指導を行っている。

また、全都道府県警察においては、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話による少年相談窓口を設けており、フリーダイヤルによる相談や電子メール等による夜間、休日における受付等、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

平成27年4月現在、全国195か所に少年サポートセンターが設置されているが、そのうち66か所は、少年や保護者等が気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

#### (15) ストーカー事案への適切な対応

##### 【施策番号159】

平成27年中の警察におけるストーカー事案の相談等件数は2万1,968件である(「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」：<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/seianki27STDV.pdf>)。

この種事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいため、警察においては、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、刑罰法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の一時避難等に係る公費負担等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう被害者の意思決定支援手続等を導入している。さらに、逮捕状請求における被疑事実の要旨記載に際しての被害者に関する事項の表記方法への配慮、保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携強化、被害者支援における婦人相談所、日本司法支援センター等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。

さらに、27年3月に関係省庁会議において策定された「ストーカー総合対策」に基づき、関係省庁と連携した取組を推進している。



コラム  
5

ストーカー総合対策の策定

1 策定の経緯

平成26年10月に全閣僚を構成員とするすべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「すべての女性が輝く政策パッケージ」においては、「ストーカー事案については、認知件数が過去最多となり、また、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いものであることから、その対策の抜本的な強化が必要である。このため、被害者の一時避難等の被害者支援の取組や効果的な更生プログラム等の加害者対策の在り方について、平成26年8月に警察庁の有識者検討会において提言された取組の方向性も踏まえつつ、関係省庁からなる会議において検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめる。」とされた。

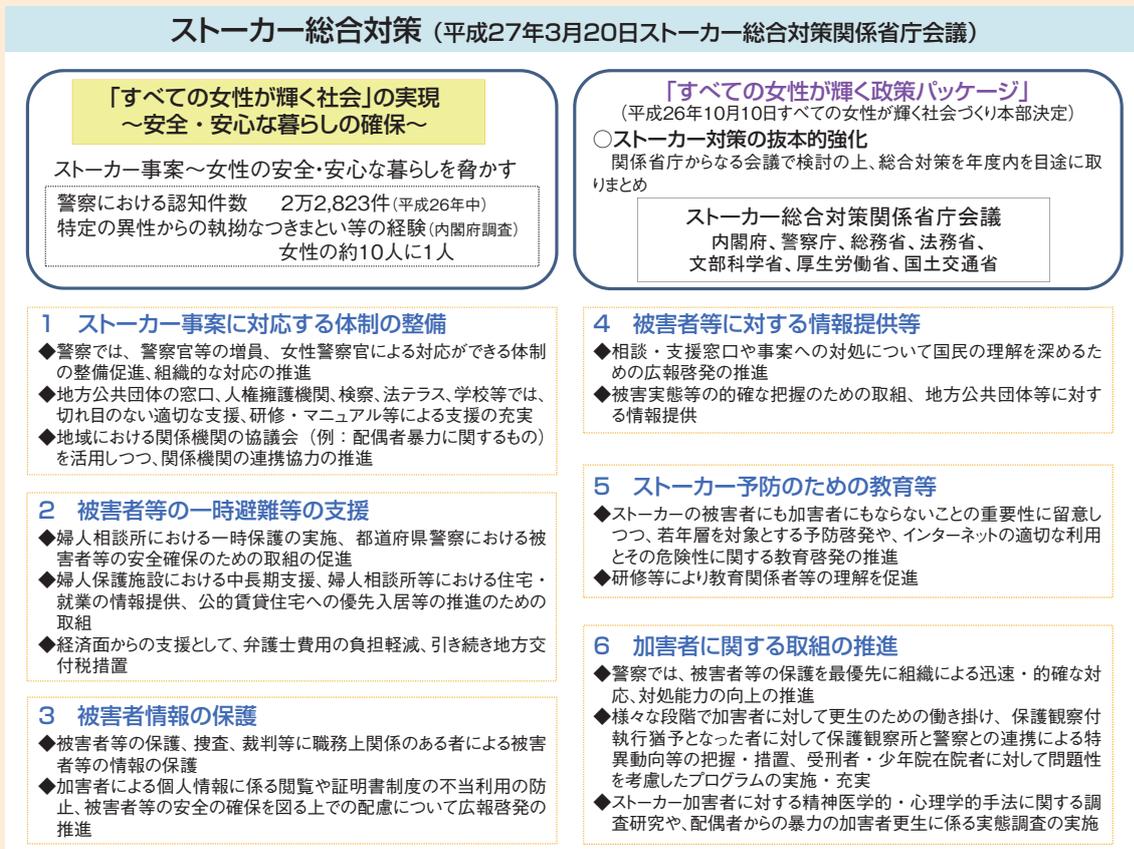
これを受け、27年3月、ストーカー総合対策関係省庁会議において、「ストーカー総合対策」が策定された。

なお、28年1月、関係省庁におけるストーカー総合対策の取組状況についてフォローアップが行われている。

2 概要

「ストーカー総合対策」には、下記のとおり、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する情報提供等、ストーカー予防のための教育等及び加害者に関する取組の推進の6項目に関連する施策が盛り込まれている。

図表2-47



3 今後の方向性

ストーカー行為等による被害は引き続き深刻な社会問題となっており、SNS等、インターネッ

ト上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等が求められている。

このような状況を見据えつつ、ストーリー総合対策に基づき、引き続き関係省庁が連携して取組を推進していくこととする。

(16) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号160】

我が国では、平成16年4月から人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を開催するなどして関係行政機関が密接な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（16年12月7日犯罪対策閣僚会議決定）、「人身取引対策行動計画2009」（21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、26年12月16日、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る人身取引対策推進会議を随時開催することとした。

27年5月、人身取引対策推進会議の第1回会合を開催し、我が国における人身取引被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取引対策行動計画2014に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

また、同年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてモバイル端末広告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」にはSNSにより、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて政府広報を通じ、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼びかけた。

(17) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

【施策番号161】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判活動を行うため、検察官等の研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(18) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号162】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の手助け等をするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

被害者支援員を対象とする研修において、被害者支援に携わる者を講師として招いているほか、日々の活動として、被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、被害者支援の状況についての情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図るとともに、被害者支援員の意義や役割についても記載されている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者支援関係機関・団体等に配布するなどして被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

また、犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、地方検察庁等に、被害者相談専用電話であるホットラインを置き、被害者支援員等が電話対応をしている。

### (19) 地方公共団体に対する子ども・若者育成支援についての計画に関する周知

【施策番号163】

内閣府においては、都道府県・政令指定都市に対し、平成28年2月に開催した都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議の機会を捉え、子ども・若者育成支援推進法に基づく子供・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子供・若者育成支援推進大綱」(28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知した。

### (20) 「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の活用・充実

【施策番号164】

法務省の人権擁護機関においては、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」(0120(007)110「フリーダイヤルゼロゼロなのひゃくとおばん」)を設置し、虐待・いじめ・体罰等の人権侵害を受けた子供が安心して相談できる環境を整備して、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。

また、平成27年6月22日から同月28日までの間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、相談時間を延長するなどして虐待・いじめ・体罰等、子供の人権問題に関する相談に積極的に応じており、同強化週間は28年度も実施を予定している(6月27日から7月3日まで)。

さらに、全国の小中学校の児童生徒に、「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を配布したり、法務省のウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口」を開設して、

パソコンや携帯電話からインターネットでいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、子供への相談体制の強化を図っている。

加えて、法務局・地方法務局やその支局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等で開設する特設相談所において、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等である女性からの人権相談については、「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施して相談体制の充実に努めているほか、高齢者、障害者を対象とした「全国一斉『高齢者・障害者の人権あんしん相談』強化週間」の実施や、全国10か所の法務局・地方法務局に英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」の開設等、犯罪被害者等からの人権相談に幅広く応じている。

26年中における犯罪被害者等からの相談件数は249件であった。

子どもの人権110番ポスター



提供：法務省

### (21) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号165】

文部科学省においては、性犯罪の被害者を

含めて児童生徒等の相談等に対して適切に対応できるよう、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置に対して補助を行っている。

また、児童虐待等の問題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを、各地域の実情に応じて学校等の教育機関に配置する地方自治体の取組に対して補助を行っている。

さらに、いじめや暴力行為といった子供の問題行動は依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっていることから、文部科学省においては、都道府県・政令指定都市の教育委員会や学校に対して、

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが重要であること
- ・ 児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案については、

学校・教育委員会と警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化の防止を図ること等、学校・教育委員会と警察が連携・協力していく上での留意事項・学校において生じる可能性がある犯罪行為について、いじめの態様別にまとめたものを示してきた。

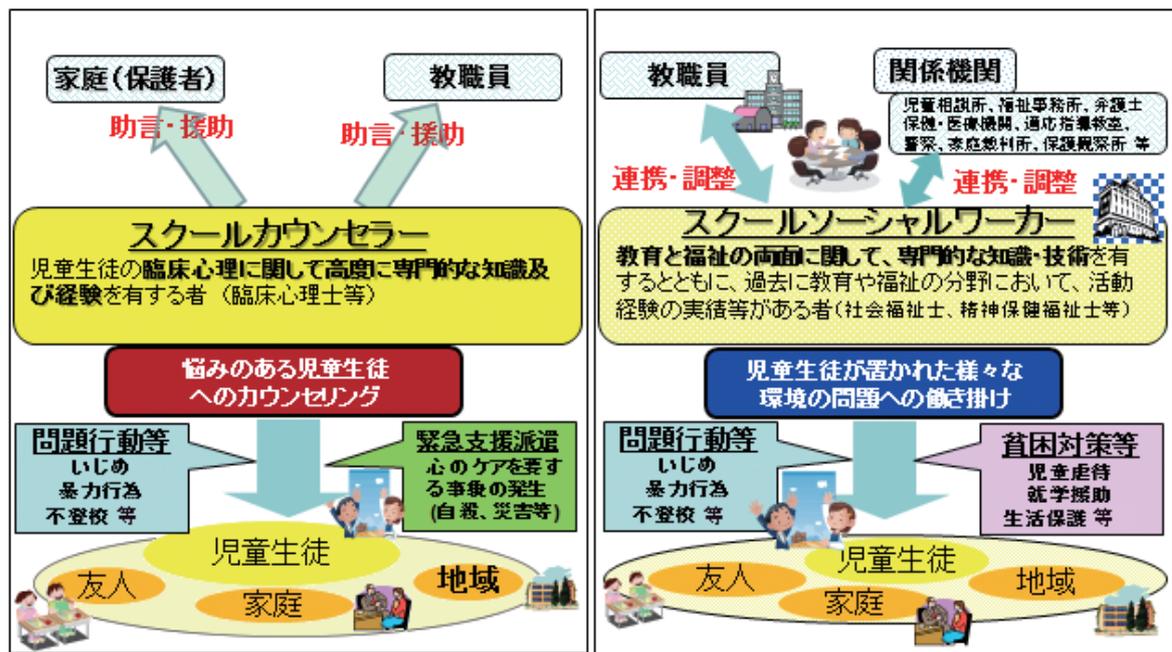
なお、犯罪被害者支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、「被害者の手引」等当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者等に提供している。

**(2) 学校内における連携及び相談体制の充実**  
【施策番号166】

文部科学省においては、学校内で児童生徒等の相談等に適切に対応ができるよう、スクールカウンセラーの配置の拡充及び緊急支援のための派遣に対して補助を行っている。

平成27年度においては、小・中学校等にスクールカウンセラーを適切に配置できる経費（約2万4千校分）を補助し、相談体制等の充実を図っている。

図表2-48 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要



提供：文部科学省

**(23) 学校における相談対応能力の向上等****【施策番号167】**

文部科学省においては、学校の教職員が児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、生徒指導の指導者となる教員に対して教育相談に関する研修を実施している。

また、教育相談体制の充実等については、P40【施策番号61】、【施策番号62】参照

**(24) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進****【施策番号168】**

P73【施策番号165】参照

**(25) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨****【施策番号169】**

警察庁においては、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議等を通じて各都道府県警察に対し指導・督励や好事例の勧奨を行うとともに、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、各都道府県警察に配布している。

**(26) 「被害者の手引」の内容の充実等****【施策番号170】**

ア 警察庁においては、平成20年11月、「被害者の手引」モデル案を改訂し、新たに、被害者参加制度や損害賠償命令制度の情報を掲載したほか、刑事手続や裁判で利用できる制度についての情報や、犯給制度等の経済的支援や被害の回復についての情報、各種相談機関・窓口についての情報の充実を図っている。

また、22年4月、少年事件の処理の流れが分かりやすく「被害者の手引」に示されるようそのモデル案を作成するなど、少年犯罪の被害者に向けた情報提供の充実を図っている。

「被害者の手引」は、これまでと同様に

被害者連絡の対象者に配布するほか、被害者連絡の対象者以外にも、刑事手続や犯罪被害者等のための制度を教示する際等に広く活用することとしている。

また、これら犯罪被害者等のための制度等に関する情報は、ウェブサイト上でも紹介している。

**【施策番号171】**

イ P61【施策番号118】参照

**(27) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知****【施策番号172】**

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害者支援基金 (<http://kyuenkikin.or.jp>) について情報提供を行っている。同基金では、昭和56年5月の設立以来、平成28年3月までに2,001人の犯罪被害遺児を奨学生として採用し、約24億2,608万円の奨学金を給与している。また、同基金においては、20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、20年度から27年度までに、海外での殺傷事件の被害者等4人と、現に著しく困窮している被害者等4人に総額1,950万円を支給している（損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P19【施策番号4】参照）。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/hanzaihigai/index.files/hanzaihigai.pdf>) で犯罪被害者等支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供等が行われている。

(28) 刑事の手續等に関する情報提供の充実

【施策番号173】

ア P60【施策番号117】参照

【施策番号174】

イ P61【施策番号119】参照

(29) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

【施策番号175】

ア 厚生労働省においては、医療機関等が犯罪被害者支援に係る諸機関・団体等と連携・協力できるよう、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を必要に応じて実施するなど、適切に対応している。

【施策番号176】

イ 保健所や精神保健福祉センターにおいては、医療機関等の関係機関と連携しつつ、犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を実施している。

なお、精神保健福祉センターにおいては、専門知識を有する者による面接相談や電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に相談できる体制を整備している。また、必要に応じ医師による診察を行い、医療機関への紹介や医学的指導等を行っている。

(30) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号177】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。

平成27年4月現在、全国の都道府県警察本部においては、女性警察官等による性犯罪電

話相談の受理体制、相談室が整備されている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体<sup>※5</sup>に提供するなど、当該被害者が早期に民間被害者支援団体による支援を受けやすくなるように努めている。

(31) 地域包括支援センターによる支援

【施策番号178】

地域包括支援センターにおいては、地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援のみでは、十分に問題を解決することができない、又は、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者を、成年後見制度の活用や高齢者虐待への対応等の高齢者の権利擁護のための支援につなげるため、市町村、保健所、医療機関等と連携を図り、適切に対応している。

(32) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号179】

ア P18【施策番号2】参照

【施策番号180】

イ P60【施策番号116】参照

【施策番号181】

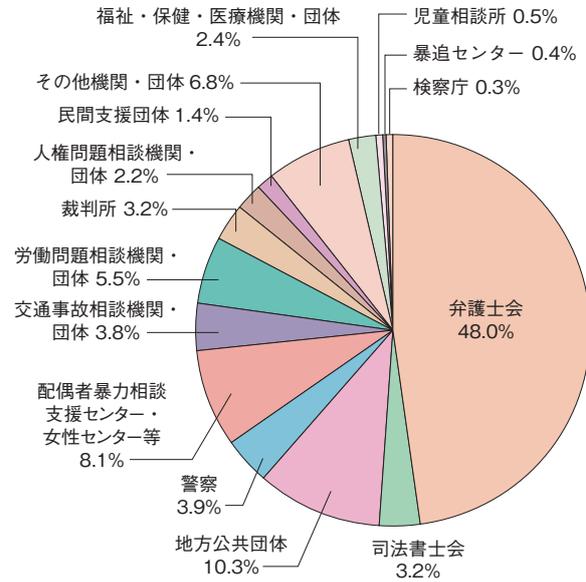
ウ 日本司法支援センターの犯罪被害者支援業務においては、警察庁や日本弁護士連合会等の関係機関・団体に対する同センターの周知とともに、これら関係機関・団体と十分な連携を図っていくことが求められており、各都道府県警察等が事務局となって主催している被害者支援連絡協議会のほか、警察、地方公共団体、日本弁護士連合会、民間被害者支援団体等の関係機関・団体を招いて開催する地方協議会における被

※5 犯罪被害者等早期援助団体とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯罪被害者支援法」という。）第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人である。

害者参加制度や被害者参加人のための国選弁護制度に関する説明及び犯罪被害者週間における啓発・広報活動等を行い、被害者支援に関する関係機関・団体との連携・協力関係の強化を図っている。

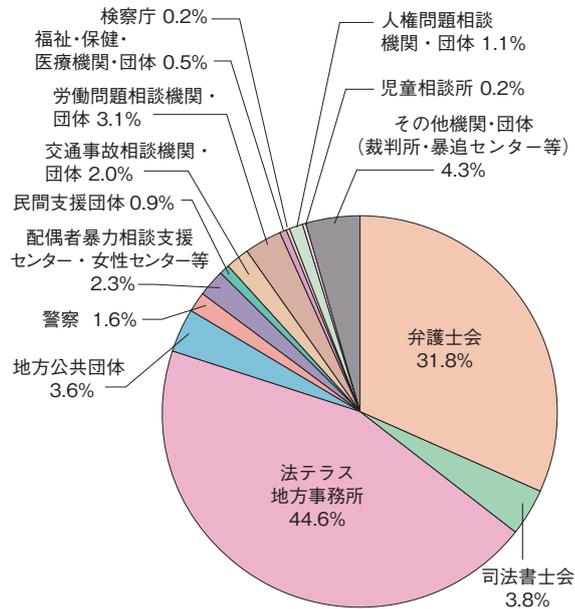
これらの取組を通じて、日本司法支援センターは、犯罪被害者支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、犯罪被害者支援のための研修について広く実施できるよう努めたり、犯罪被害者等が必要とする支援にたどり着けるよう、犯罪被害者等の状況に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たしたりしている。

図表2-50 地方事務所で対応した問合せに対する紹介先（平成27年度）



提供：法務省

図表2-49 犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先（平成27年度）



提供：法務省

犯罪被害者支援ダイヤルにおける平成27年度中の問合せ件数は1万3,056件であった。主な問合せ内容は、生命・身体犯被害、配偶者等からの暴力、性被害、ストーカー被害等である。

27年度中の全国の地方事務所における電話及び担当者との面談による犯罪被害者支援に関する情報提供件数は1万3,380件であった。

図表2-51 日本司法支援センターによる支援

業 務	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
犯罪被害者支援業務								
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	8,541 件	10,429 件	10,482 件	9,780 件	11,048 件	11,321 件	13,137 件	13,056 件
地方事務所受付件数	11,403 件	15,616 件	14,089 件	13,096 件	15,582 件	14,081 件	12,695 件	13,380 件

提供：法務省

(33) 自助グループの紹介等

【施策番号182】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談や支援等の機会や民間被害者支援団体を通じて、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

(34) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

【施策番号183】

内閣府においては、犯罪被害者等施策に関する情報（関係法令、相談機関、地方公共団体における総合的対応窓口等）を犯罪被害者等施策のウェブサイトに掲載した（内閣府犯罪被害者等施策ウェブサイトは平成28年4月より警察庁犯罪被害者等施策ウェブサイトへ移行）。また、犯罪被害者白書の概要版について、英文による情報提供も行った。

さらに、SNSサイトを活用し、各地におけるイベントの紹介等、犯罪被害者等施策に関する情報発信を行った。

なお、内閣府から業務を引き継いだ警察庁においても、SNSサイトを活用した積極的な広報に努めている（<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sns/facebook.html>）。

(35) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

【施策番号184】

各省庁においては、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じることのないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努めている。

内閣府においては、各省庁の施策や民間支援団体等の活動状況等について、毎年犯罪被害者白書を発行しており、平成27年度も犯罪被害者等と接点を有する関係省庁・機関、地方公共団体、民間犯罪被害者支援団体等に送付したほか、広報啓発活動（P90 コラム10「犯罪被害者週間の実施」参照）時の展示スペースの活用等を通じ、犯罪被害者等に情報提供を行った。また、犯罪被害者白書の公

表や「犯罪被害者週間」広報啓発事業の開催に当たり、メディアに対して説明を行うなど、積極的な情報発信に努めた。

ポスター等展示状況



警察においては、「被害者の手引」（P75【施策番号170】参照）・「警察による犯罪被害者支援」（P93【施策番号230】参照）等により積極的な情報提供に努めている。

総務省においては、住民基本台帳の閲覧制度の改正について、地方公共団体に対する説明会を開催し、その模様を自治体衛星通信機構において放映するとともに、同通信機構において紹介番組を放映した。また、ポスターやリーフレットを作成し、全市町村の窓口に配置した。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」等により積極的な情報提供に努めている（P60【施策番号117】参照）。

文部科学省においては、犯罪被害者等施策に関わる省庁の協力を得て、「被害者の手引」等当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者等に提供している。

厚生労働省においては、児童虐待について幅広く国民の理解を深め、社会的関心の喚起や、児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図るため、全国フォーラムの開催、広報啓発ポスター・リーフレットの作成・配布、政府広報を活用した新聞広告等により広報啓発

活動を実施している（P93【施策番号225】参照）。

国土交通省においては、公営住宅の管理主体に対し、配偶者からの暴力被害者を始めとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への入居に係る配慮を依頼する通知を発出し、地方公共団体においても、募集パンフレットへの記載等を通じて、適切な運用が図られるよう努めている。

### ⑶ 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実

#### 【施策番号185】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。相談・支援の実施においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報を提供するなどしているほか、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図り、協力関係を発展させるよう努めている。

### ⑷ 保護司に対する研修等の充実

#### 【施策番号186】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とする研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるためのロールプレイ方式による演習の実施等、被害者担当保護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図っている。また、被害者担当保護司以外の保護司を対象とした研修においても、更生保護における犯罪被害者等施策を取り上げ、研修内容の充実を図っ

ている。

### ⑸ 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

#### 【施策番号187】

文部科学省においては、不登校児童生徒への対応に際して中核的な機能を果たす教育支援センター（適応指導教室）等の整備充実を促進するとともに、いじめ対策等生徒指導推進事業において、いじめによる不登校等の問題を抱える児童生徒に対する効果的な支援について、教育支援センター（適応指導教室）における指導・支援、外部人材や関係機関とのネットワークを活用した支援の在り方等の観点から調査研究を実施し、その内容を都道府県等に普及している。

### ⑹ 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

#### 【施策番号188】

文部科学省においては、犯罪被害者等である児童生徒が問題行動を起こすに至った場合に、これら個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、学校、教育委員会及び関係機関からなるサポートチームの組織化等、地域における支援システムづくりを行い、警察庁との共催で問題行動に対する連携ブロック協議会を開催し、各地域における効果的な取組の普及を図っている。

また、いじめ対策等生徒指導推進事業において、いじめや暴力行為等の問題を抱える児童生徒に対する効果的な支援について調査研究を実施し、その内容を都道府県等に普及している。

さらに、その他の問題については、児童生徒の抱える問題に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費を補助し、教育相談体制の充実を図っており、平成26年度においては、スクールカウンセラーを小中学校

等2万2,013か所に、スクールソーシャルワーカーを教育委員会等に1,186人配置している。

**(40) 日本司法支援センターによる長期的支援**  
【施策番号189】

日本司法支援センターにおいては、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供等を通じた支援を行っている。

**(41) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等**

【施策番号190】

在外公館においては、現地警察への届出に関する助言や弁護士・通訳者のリスト、医療機関に関する情報提供のほか、本人が連絡できない場合の家族との連絡の支援や緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に関する支援等を行っている。

また、外務省においては、海外での邦人の犯罪被害を未然に防止するとともに、被害に遭った場合の対処法について広く周知を図るため、広報冊子「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海外安全虎の巻」を改訂の上、全国の都道府県旅券事務所や旅行会社、在外公館等に配布するとともに、海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>）及び海外安全アプリにも掲載し、より多くの国民がこれらの情報を入手しやすくなるよう努めている。今後とも、これら広報資料の改訂や海外安全ホームページへの掲載を通じ、海外における邦人の犯罪被害に関する情報を更に分かりやすくするとともに、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいく。

海外における安全のための広報冊子



提供：外務省

平成26年に、在外公館及び財団法人交流協会（台湾）が取り扱った海外における犯罪被害に係る援護件数は5,040件（5,383人）であり、そのうち最も多いものは「窃盗被害」（4,140件、4,417人）となっており、これに「詐欺被害」（429件、453人）、「強盗被害」（227件、248人）が続いている。

図表2-52 平成26年に在外公館が取り扱った邦人の犯罪被害援護件数

件名	件数	人数
殺人	13	13
傷害・暴行	94	105
強姦・強制猥褻	29	29
脅迫・恐喝	55	61
強盗・強奪	227	248
窃盗	4,140	4,417
詐欺	429	453
誘拐	9	10
テロ	0	0
その他	44	47
計	5,040	5,383

（注）在外公館が援護を実施した事案のみであり、発生した全ての事案ではない。

提供：外務省

警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集を行うとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対して、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援活

動に努めている。

## コラム 6

### 公共交通事故被害者支援室の活動

国土交通省においては、航空、鉄道等公共交通における事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月から、公共交通事故被害者支援室を開設している。

これは、「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会のまとめ」（23年6月）を受けたもので、被害者等に寄り添うことを基本とし、

- 1 万が一、公共交通における事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能
- 2 被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能

等を担うことを目的としている。

被害者等と直接向き合う業務を遂行するため、関係機関等の協力を得ながら、被害者支援に関する基本的な知識や心構えの習得を行うなど、同室の機能を充実させている。

28年4月現在の支援室の体制は、公共交通事故被害者支援室長の下、61名が公共交通事故被害者支援室員（支援員）として併任し、支援室の業務に従事している。

引き続き、関係者からの助言を得ながら、外部関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていくこととする。

## 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

### (1) 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

#### 【施策番号191】

厚生労働省においては、平成17年度から厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行い、19年度に精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめ、20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/Shiryotebikizenbun.pdf>）を精神保健福祉センターに配布した。

また、20年度から厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を3年計画で行い、それを踏まえて、23年度からは新たに「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作

成・評価に関する研究」を3年計画で実施しており、24年度には「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（25年2月15日初版）」（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/kyusei.html>）を作成した。さらに、25年度においては、産婦人科の医療現場、犯罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支援センター等で活用できるよう、性暴力被害者に対して心理教育や支援情報を提供するパンフレット「一人じゃないよ」を作成した。これらのガイドラインやパンフレットについては、犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>）に掲載されている。

### (2) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

#### 【施策番号192】

内閣府においては、犯罪被害者等の置かれ

た状況や当該状況の経過等を把握するため、身体犯一般、交通事犯、性犯罪といった被害類型別に、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する調査を平成19年度から21年度まで3年間継続して行ったことを踏まえ、26年度には、インターネットを通じた犯罪被害類型別のアンケート調査を実施した。

**(3) 交際相手からの暴力に関する調査の実施**  
【施策番号193】

内閣府においては、3年に1度を目途に配偶者からの被害経験等男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている。平成26年度は、配偶者に該当しない交際相手からの暴力や異性から無理やりに性交された経験のほか、新たに特定の異性からのつきまとい等の経験を含む暴力の被害実態を把握するための調査を実施し、27年3月に調査結果を公表した ([http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/h11\\_top.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html))。

**(4) 性犯罪被害者に関する調査の実施**  
【施策番号194】

上記【施策番号193】参照

**(5) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査に関する検討**  
【施策番号195】

法務省においては、「国際犯罪被害実態調査」に参加する形で平成12年から4年ごとに国内調査を実施しており、4回目となる調査を24年1月に全国で実施した。関係機関において、犯罪被害者等に対する適切な支援策等被害者関係施策について幅広く検討する際の基礎資料として活用されるよう、25年3月に調査結果を取りまとめ、公表した ([http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00066.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html))。

**(6) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援**  
【施策番号196】

P67【施策番号152】参照

**(7) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実**  
【施策番号197】

P52【施策番号91】参照

**(8) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得**  
【施策番号198】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等に勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習（カウンセリング技術専科等）を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

**(9) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等**  
【施策番号199】

ア P52【施策番号94】参照

【施策番号200】

イ P52【施策番号92】参照

**(10) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供**  
【施策番号201】

日本司法支援センターにおいては、平成19年1月から、同センターウェブサイトにおいて、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体等の情報を提供している（同ウェブサイト <http://www.houterasu.or.jp/> トップページ中段にある「相談窓口を探す」）。また、「よく

あるお問い合わせ」も併せてウェブサイトで公開し、その利用を促している。さらに、犯罪被害者等から関係機関・団体の窓口、その機関・団体で実施している支援以外の問合せが寄せられた場合には、その窓口から、「法テラス・サポートダイヤル」（以下「コールセンター」という。）や全国の地方事務所を紹介し、コールセンター等において、犯罪被害者等の問合せの内容に応じて適切な支援窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介等を行っている。

また、弁護士会との連携・協力の下、国選被害者参加弁護士制度等の説明会及び意見交換会並びに犯罪被害者支援の経験を積んだ弁護士を講師とする事例検討会を実施している。

#### (11) 学校における相談対応能力の向上等

【施策番号202】

P75【施策番号167】参照

【施策番号203】

#### (12) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省においては、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）において、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修に対する支援を行い、これら職員の資質の向上を図っている。

#### (13) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号204】

警察、法務省、厚生労働省及び国土交通省においては、研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている（P83【施策番号206】、P84【施策番号207】参照）。

### 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

#### (1) 民間の団体への支援の充実

【施策番号205】

ア 内閣府においては、民間の団体による犯罪被害者支援基金（仮称）創設の気運が醸成されるよう、犯罪被害者支援団体が犯罪被害者週間に集中的に行う募金活動について、パネル展示やパンフレット配布等を通じて広く国民一般に情報提供するなどの協力を行った。

また、平成27年11月、金融庁に設置された「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」に、内閣府大臣政務官（犯罪被害者等施策担当）が構成員として参加し、振り込め詐欺救済法に定める預保納付金の取扱い等について、これまでの運用状況等を検証し、犯罪被害者等の支援の充実に向けた方

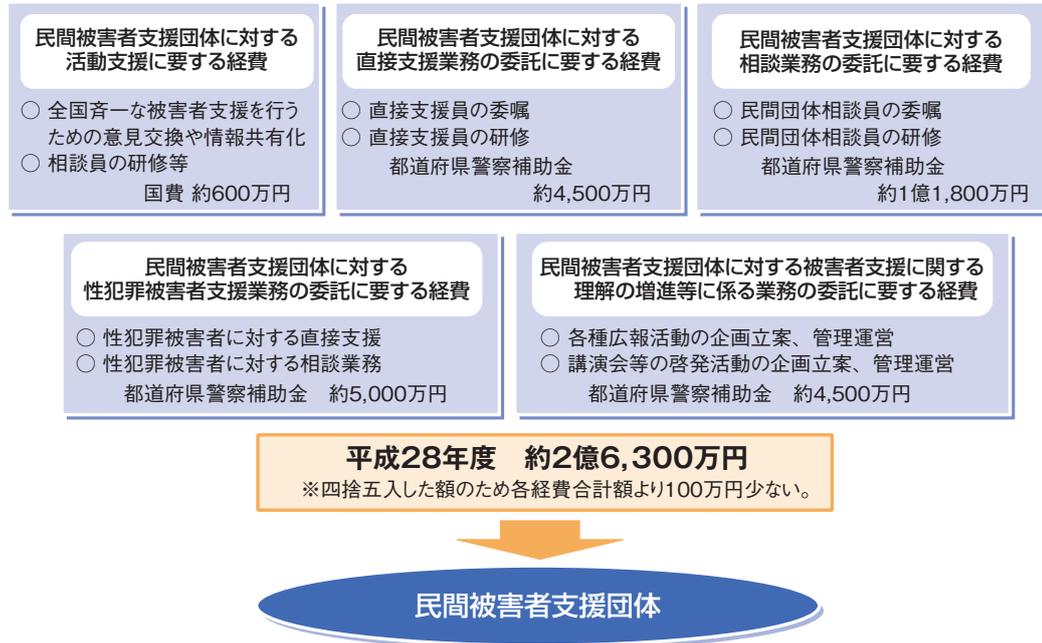
策の検討を行った（P28 コラム2「振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金事業の見直し」参照）。

【施策番号206】

イ 警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師派遣等の支援に努めているほか、活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者の早期回復に資する直接支援業務及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、民間被害者支援団体に対する財政的援助の充実に努めている。

厚生労働省においては、児童虐待防止及び配偶者からの暴力被害者等の支援について、民間団体が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

図表2-53 国による民間被害者支援団体に対する財政援助



**【施策番号207】**

ウ 法務省においては、民間団体の活動に関する広報、研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。

国土交通省においても、同様の支援を行っている。

**(2) 研修カリキュラム・モデル案の内容の充実**

**【施策番号208】**

P67【施策番号152】 参照

**(3) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進**

**【施策番号209】**

内閣府においては、地方公共団体に対し、地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じて、犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、地方公共団体自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請した。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における施策主管課をウェブサイトに掲載した。

**コラム  
7**

**地域における犯罪被害者支援体制の整備促進事業**

内閣府では、都道府県・政令指定都市と共催で、地域における犯罪被害者支援体制の整備促進事業を行っています。平成27年度は、宮城県、大阪府、和歌山県、沖縄県、横浜市、名古屋市及び大阪市において、地方公共団体の職員や犯罪被害者等の支援に携わる方々向けの研修会やシンポジウムを開催しました。

27年度中に開催した4府県3市のうち、沖縄県と横浜市の事業について紹介します。

**【沖縄県】**

沖縄県では、毎年、市町村の総合的対応窓口担当者等を対象に、犯罪被害者等相談業務に必要な基礎知識の習得等を目的とした研修を行っています。

27年度は、離島の市町村職員等を対象とした研修を、沖縄本島、宮古島及び石垣島で開催しました。研修では、精神科医の稲田隆司氏による犯罪被害者等への対応方法及び基本的な留意事項等についての講演のほか、関係機関における支援業務内容の説明として、沖縄県警察本部警務部警務課被害者支援室、沖縄被害者支援ゆいセンター、沖縄県交通事故相談所、配偶者暴力相談支援センター及び沖縄弁護士会の各担当者から説明を受け、様々な機関による犯罪被害者等施策について学びました。出席者からは、「離島では研修の機会が少ないので数多く研修会を企画してほしい。」「支援機関の業務を知ることができてよかった。」「被害者の抱える心理状況について、理解を深めることができた。」等の感想が寄せられ、離島市町村職員の犯罪被害者等施策への理解と連携が深まりました。



研修会の様子

### 【横浜市】

横浜市では、24年6月から、犯罪被害者等に対する総合的対応窓口として横浜市犯罪被害者相談室を設置し、犯罪被害者等の相談支援を実施していますが、区役所を始め、他の支援機関・団体等との連携支援における課題として、互いの役割について理解を深め、犯罪被害者等に生じる生活上の困りごと（ニーズ）と支援の必要性を共有することが大切であると考えました。

そこで、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けられるようになるための連携を「見える化」することを目的に、関係機関合同会議（研修会）や仮想事例を用いた事例検討会を実施しました。27年7月から12月までの間の数回にわたる会議や検討会には、多機関連携に関するスーパーバイザーとして帝京平成大学の太塚淳子氏、また、助言者として被害者御家族、御遺族及び被害者支援に携わる民間団体に御協力をいただきました。加えて、犯罪被害者支援に関わる主たる機関・団体のほか、横浜市内の3区の福祉保健センター（福祉保健課、高齢・障害支援課、子ども家庭支援課、生活支援課及び保険年金課）等の職員の方々にも、多数御参加いただくことができました。

本事業を実施した結果、各機関の役割について相互理解を進めることができ、犯罪被害者等を支援の中心に置くことの大切さを改めて認識することができました。

また、事例検討会を通して、犯罪被害者等の生活上のニーズを把握することの大切さ、時間の経過により、そのニーズが変化していくこと、途切れない支援のためには多機関にまたがる支援をコーディネートする役割が重要であることを共有できたことは、今後の連携支援を進めていく上での大きな成果となりました。



第1回関係機関合同会議



第2回事例検討会

## (4) 民間の団体等に関する広報等

### 【施策番号210】

内閣府においては、「犯罪被害者週間」広報啓発事業（P90 コラム10「犯罪被害者

週間の実施」参照）等における民間被害者支援団体関係者による講演及びパネルディスカッションでの発言、民間被害者支援団体の活動等に関するポスターの展示、政府広報

(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8958.html>) 等を通じ、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報を実施した。

警察庁においては、シンポジウム・フォーラム等の開催・後援や様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援についての広報啓発活動を行っている。

**(5) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用**

【施策番号211】

内閣府においては、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に取り組んでいる。また、内閣府NPOホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp/>)等で、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等の情報も含めた、市民活動に関する情報の提供を行っている。

**(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化**

【施策番号212】

警察においては、全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体（平成28年3月現在全国48団体）の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換等を積極的に行っている。

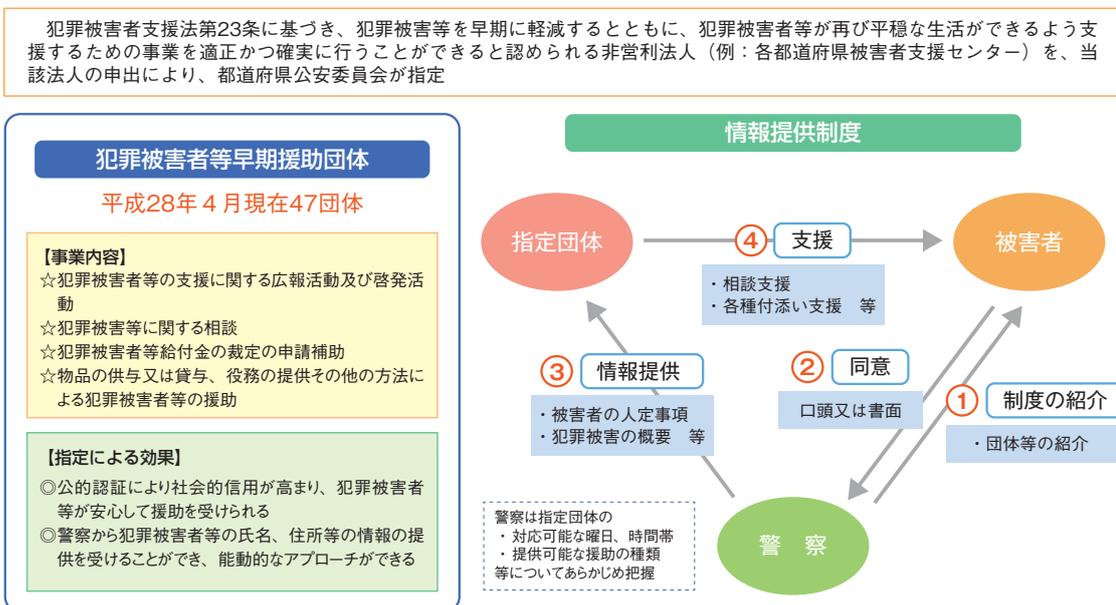
特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体には、犯罪被害者等の同意を得た上でその犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供するなど、これら団体との連携を強化して犯罪被害者支援に当たっている。

**(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導**

【施策番号213】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体（平成28年4月現在、47団体）を指定しており、警察においては、犯罪被害者等に対し

図表2-54 犯罪被害者等早期援助団体



て適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される

守秘義務等についての情報提供や必要な助言等適切な指導を行っている。

## コラム 8

### 全国被害者支援ネットワークによる支援体制の整備

全国被害者支援ネットワークは、各地域の民間被害者支援団体が加盟する特定非営利活動法人です。同ネットワークは、平成10年に8団体をもって設立されました。その後、加盟団体は年々増加し、21年には全都道府県の民間被害者支援団体が加盟するに至りました。

現在は、全国48の加盟団体とともに、犯罪被害者とその家族・遺族がいつでもどこでも必要な支援を受けられ、その尊厳や権利が守られる社会の実現を目指して活動しています。

また、27年6月には、加盟団体である徳島被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、これによって全都道府県で犯罪被害者等早期援助団体が整備されました。

犯罪被害者等早期援助団体は、

- 犯罪被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動
- 犯罪被害等に関する相談
- 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助

の事業を行う団体で、警察等の関係機関と連携し、被害直後から犯罪被害者等を支援する活動を行っています。

全国被害者支援ネットワークでは、犯罪被害者等の方々がかかれた状況や、その人権を守るための支援の必要性を広く世の中に訴え、支援の輪を広げる広報啓発活動にも取り組んでおり、そのうちの一つに、「全国犯罪被害者支援フォーラム」の開催があります。

このフォーラムは、毎年秋に、関係機関と共催で開催しており、27年度で20回目となりました。

27年度のフォーラムには、秋篠宮同妃両殿下が御臨席になり、「交通犯罪被害のない社会をめざして」をテーマとした講演等が行われました。

#### 全国犯罪被害者支援フォーラム



提供：全国被害者支援ネットワーク

今後も、全国被害者支援ネットワークでは、全国の加盟団体とともに、支援活動の質・量を高め、犯罪被害者等が、全国どこにおいても、いつでも、求める支援を受けられる社会の実現に寄与していくこととしています。

## 第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

#### (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

##### 【施策番号214】

文部科学省においては、道徳教育の一層の充実を図るため、「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布した。本冊子においては、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような題材を盛り込むなどし、命を大切に作る心の育成を図っている。また、教育再生実行会議の第一次提言等を踏まえ、道徳の時間を新たに「特別の教科 道徳」として位置付けること等に係る学習指導要領の一部改正等を行った。さらに、内閣府が作成した犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm))においても紹介している。そのほか、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中・高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動の取組を支援している。

#### (2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

##### 【施策番号215】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月1日閣議決定）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、学校における人権教育に関する指導方法の在り方等について調査研究を行う、人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究等を実施し、20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまと

め】」（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)）をまとめた。

さらに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者が参加する人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教員研修センターにおいて人権教育指導者養成研修を実施している。

#### (3) 学校における犯罪抑止教育の充実

##### 【施策番号216】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して、各教育委員会・学校等に配布し、これらを活用して警察との連携の下、非行防止教室の実施を始めとした犯罪抑止教育の充実を図っている。

#### (4) 子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組

##### 【施策番号217】

文部科学省においては、上記「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施を始め、子供への暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。

#### (5) 家庭における命の教育への支援の推進

##### 【施策番号218】

文部科学省においては、命の大切さを実感させる意義等を記述している「家庭教育手帳」を文部科学省ウェブサイトに掲載し([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/katei/2006\\_techou/mokuji.htm#1](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/2006_techou/mokuji.htm#1))、情報提供を行っている。

## コラム 9

### 命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクールの開催

警察においては、平成20年から、中学生及び高校生を対象に、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催している。あわせて、受講を通じて得た命の大切さに関する自らの考えや意見等を作文に書くことで犯罪被害者等への理解と共感をより深める効果を期待して、受講した生徒が作文を書くことを推奨している。また、各学校における作文への取組を奨励するため、23年度以降、「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」（主催：警察庁、後援：文部科学省等）を開催し、優秀作品を表彰している。

27年度には、従来の国家公安委員会委員長賞（中学生、高校生各1名）及び警察庁長官賞（中学生、高校生各3名）に加え、文部科学大臣賞（中学生、高校生各1名）を創設した。全国から応募された中学生の作品2万7,217点、高校生の作品2万2,286点を審査して受賞作品を選出し、2月6日、受賞者を招いて、河野国家公安委員会委員長等から表彰を行った（警察庁ウェブサイト「被害者支援への理解を深めるために」：<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）。

これらの称揚を契機に、学校における「命の大切さを学ぶ教室」の開催が促進され、受講生の犯罪被害者等への理解と共感が深化するとともに、命を大切にす意識や規範意識の醸成が一層進むことが期待される。

#### 命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール表彰式



#### (6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

##### 【施策番号219】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養に努めている（平成26年度は1,142回実施）。また、あらゆる機会において、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施したり、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行ったりするなど、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運を醸成し、犯罪被害者支援の充実を図って

いる。

#### (7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

##### 【施策番号220】

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育（法教育）を推進しており、法教育に関する取組について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会を開催している。

同協議会においては、現在、現行の学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育

の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方について多角的な視点から検討を行うため、学校における法教育の実践状況について調査を実施している。平成24年度には小学校、25年度には中学校、26年度には普通科高等学校、27年度には専門学科及び総合学科高等学校において調査を行った。そして、その結果を踏まえ、25年度には小学生向け、26年度には中学生向けの法教育教材を作成の上、全国の小学校、中学校

等へそれぞれ送付した。

また、学校現場等へ法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布している。

#### (8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

【施策番号221】

コラム10「犯罪被害者週間の実施」参照

## コラム 10

### 犯罪被害者週間の実施

基本法第20条において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする」とされています。これを受け、第1次基本計画時から、内閣府においては、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）における集中的な広報啓発事業を実施してきました。

10回目となる平成27年度は、中央イベントとして、12月1日に東京で、また、地方行事として、京都府（11月14日）、広島県（同月28日）でそれぞれ地方公共団体と共催でイベントを開催しました。

#### ○ 中央イベント

中央イベントでは、「犯罪被害者等の安全と安心の確保」を大きなテーマとして基調講演及びパネルディスカッション等を行いました。

基調講演では、性障害専門医療センター代表理事の福井裕輝氏から「男女間における繰り返される被害の現状と対策～ストーカー行為等の特徴と被害者支援～」をテーマに、ストーカー行為等の特徴や医療と司法の連携について御講演いただきました。

また、パネルディスカッションでは、「ストーカー行為等における被害者保護の課題と支援について」をテーマに、京都産業大学法学部教授の田村正博氏をコーディネーターに、パネリストには、特定非営利活動法人全国女性シェルターネットワーク理事の近藤恵子氏、学習院大学法学部教授の櫻井敬子氏、逗子ストーカー事件被害者御遺族の芝多修一氏、基調講演者の福井裕輝氏を迎え、被害者等の安全と安心を確保するための課題と今後の取組について御議論いただきました。



中央イベントの様子

#### ○ 京都大会

京都大会では、基調講演、京都府における被害者支援に係る活動紹介及びパネルディスカッションを実施するとともに、犯罪被害者関係団体等のパネル展示等を行いました。

基調講演では「途切れない支援の重要性」をテーマに、神戸連続児童殺傷事件御遺族の土師守氏から御遺族の思いや今後の被害者支援に望むこと、そして、事件後の時間経過により変化する被害者や遺族の状況に応じた支援を継続的に行うことが被害者の回復に大きな役割を果たすことをお話しいただきました。

パネルディスカッションでは、「少年犯罪の被害者及び家族等への途切れることのない支援について」をテーマに、京都府立洛南病院院長の山下俊幸氏をコーディネーターに、パネリストには、弁護士の安保千秋氏、関西学院大学人間福祉学部教授の池埜聡氏、京都府警察本部の西田勝志氏、基調講演者の土師守氏を迎え、それぞれの立場から意見を述べていただきました。まとめとして、被害者のニーズに沿ってきめ細かな支援を続けていくことの重要性、そして課題として、被害に遭った子供の兄弟姉妹への支援が不足しているのではないかとのお指摘をいただき、今後の支援に生かしていくことを確認しました。

最後に、クロマティックハーモニカ奏者と京都府警察音楽隊の演奏を行いました。



京都府における被害者支援に係る活動紹介



ミニコンサート

### ○ 広島大会

広島大会では、基調講演、パネルディスカッションを実施するとともに、生命（いのち）のメッセージ展、犯罪被害者関係団体等のパネル展示等を行いました。

基調講演では「天使が空に帰った日」をテーマに、犯罪被害者御遺族の清水誠一郎氏から御遺族の心情、今後、社会に求めること等をお話しいただきました。

パネルディスカッションでは、「犯罪被害者と地域社会の在り方」をテーマに、広島被害者支援センター理事長の山本一隆氏をコーディネーターに、パネリストには、比治山大学現代文化学部教授の兒玉憲一氏、広島県警察本部の原田修治氏、広島県環境県民局県民活動課長の倉迫昭宏氏、基調講演者の清水誠一郎氏を迎え、それぞれの立場から意見を述べていただきました。パネルディスカッションを通して、一つは、犯罪被害に遭われた方々のために何ができるかという点について、そしてもう一つは、途切れることのない支援のために地域の様々な組織や団体との連携をいかに密にするかという点について、参加者の皆さんと共有することができました。

最後に、広島山陽学園山陽高等学校和太鼓部の皆さんによる和太鼓の演奏を行いました。



パネルディスカッション



生命（いのち）のメッセージ展

また、内閣府では19年度から、犯罪被害者週間に合わせて、犯罪被害者等に関する標語を募集してきました。27年度は、応募作品5,123点の中から、大阪府の池永一広さんの「思いやり あなたと 地域と 社会から」が最優秀作品として選ばれ、中央イベントで表彰されました。この最優秀作品を用いた犯罪被害者週間のポスター等を全国の地方公共団体に送付して、広報啓発事業に利用していただくとともに、駅構内や関係諸機関、図書館で掲示していただきました。

そのほか、犯罪被害者週間を中心に全都道府県において講演会又はパネル展示等様々な広報啓発活動が展開され、各地方公共団体が独自に実施した広報啓発事業についての情報を内閣府犯罪被害者等施策ウェブサイトやフェイスブックで広報しました。



犯罪被害者週間ポスター

(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

【施策番号222】

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等の女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

なお、運動の初日には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワーをパープルにライトアップした。

東京タワーのパープルライトアップ  
(平成27年11月12日)



提供：内閣府

【施策番号223】

イ 内閣府においては、春（平成27年は5月11日から同月20日）と秋（同年9月21日から同月30日）の「全国交通安全運動」において、子供と高齢者の交通事故防止を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

全国交通安全運動のポスター



提供：内閣府

児童虐待防止推進月間のポスター



提供：厚生労働省

【施策番号224】

ウ 法務省においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日）を始めとする様々な機会に、犯罪被害者等の人権や犯罪被害者支援をテーマとした講演会等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

【施策番号225】

エ 厚生労働省においては、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るため、16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。27年度においては、「『もしかして』あなたが救う 小さな手」を月間標語として決定し、子どもの虐待防止推進全国フォーラムの神奈川県横浜市での開催（同月8日）、広報用ポスター・リーフレット及び児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布並びに政府広報を通じ、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について 国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

【施策番号226】

ア 内閣府における啓発事業の実施状況については、P90 コラム10「犯罪被害者週間の実施」参照

【施策番号227】

イ 地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会の場等を通じ、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請した。平成27年度は、犯罪被害者週間の前後を通じて、全国各地で広報啓発事業が実施された（P90 コラム10「犯罪被害者週間の実施」参照）。

(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号228】

ア P85【施策番号210】参照

【施策番号229】

イ P85【施策番号210】参照

【施策番号230】

ウ 警察庁においては、広報啓発用の冊子「警

察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者支援施策の掲載（<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）等により、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努めている。

#### 警察による犯罪被害者支援のパンフレット



#### (12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

【施策番号231】

ア 警察においては、交通事故の被害者等の実態や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施している。平成27年中は、手記を取りまとめた冊子等を約261万部配布するとともに、講演会等を545回実施した。

#### 交通事故被害者等の手記



【施策番号232】

イ 都道府県公安委員会による運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等を活用しているほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

#### (13) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

【施策番号233】

内閣府においては、施策推進のための情報提供を行うため、平成28年3月、犯罪被害者等支援団体の関係者を講師に招き、関係省庁及び地方公共団体の職員を対象として、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する講演会を開催した。

これまでに開催した講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ウェブサイトに掲載し、広く一般に情報提供を行った。

#### (14) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の増進

【施策番号234】

内閣府においては、犯罪被害者等に関して実施した調査研究について、内閣府犯罪被害者等施策ウェブサイトに掲載したほか、各種の講演・講義において、犯罪被害者等への理

解を深めることを目的に、当該調査結果を踏まえた啓発を行った。

**(15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進**

**【施策番号235】**

ア P75【施策番号167】参照

**【施策番号236】**

イ P40【施策番号63】参照

**【施策番号237】**

ウ 文部科学省においては、虐待を含む事件・事故に遭遇した子供の心のケアに関して、教職員用の指導参考資料「学校における子供の心のケア」を作成・配布し、本指導参考資料の活用により、養護教諭を始め教職員が子供の心のケアに対する知見を深め、心身の健康問題の早期発見、早期対応が可能となるよう取り組んでいる。

また、児童虐待に関して「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成・配布し、本手引書の活用により、養護教諭を始め教職員が児童虐待に対する知見を深め、児童虐待の早期発見、早期対応が可能となるよう取り組んでいる。

**(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護**

**【施策番号238】**

P44【施策番号74】参照

**(17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施**

**【施策番号239】**

都道府県警察においては、ウェブサイトを開設し、犯罪発生の情報や不審者に係る情報等の防犯情報を掲載するとともに、ウェブサイトの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、工夫を行っている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、ビデオをウェブサイトに掲載している。

ウェブサイト以外での情報提供としては、都道府県警察において、あらかじめ登録した住民に対して犯罪発生状況や不審者（声かけ）情報等の身近な情報をメールで発信する取組が行われている。さらに、地元テレビやラジオを通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシ等を活用した情報提供を行ったりしている。

また、重要凶悪事件の連続発生のおそれのある場合には、連続発生を抑止するため、マスメディアへの情報提供のほか、インターネットの活用による情報発信、防災行政無線による広報等各種広報媒体を活用した迅速かつ確実な情報提供を行っている。

なお、これらの犯罪発生情報等を提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

**(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表**

**【施策番号240】**

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp/koutsuu/index.htm>）等で公表し、その実態等についての周知を図っている。

**(19) 交通事故被害者に関する統計の周知**

**【施策番号241】**

内閣府においては、交通安全白書に、厚生統計の死者数（交通事故発生後1年以内の死者数）を含め、道路交通事故による交通事故発生件数、死者数及び負傷者数を掲載している。

また、犯罪被害者白書でも、厚生統計の死者数を第2次基本計画の初年度である平成23年から掲載し、交通事故被害者に関する統計の充実を図っている。

コラム  
11

## 民間団体による取組～犯罪被害者団体ネットワーク

犯罪被害者団体ネットワーク（愛称「ハートバンド」）は、北海道から沖縄までの全国18の犯罪被害者団体が集うネットワークです。被った犯罪の種別も態様も異なる犯罪被害者団体が、それぞれの活動を尊重し合いながら、共通の課題での連携を深め、交流や情報交換等を無理なく行う、ゆるやかなネットワークとして平成17年に発足しました。

主な活動の一つに、犯罪被害者等基本計画が定めた犯罪被害者週間に合わせて開催している「犯罪被害者週間全国大会～いのち・きぼう・未来～」があります。

27年の大会は、11月28日に都内において、関係機関・団体の協賛の下、全国から犯罪被害者支援に従事している方も含め170人が参加して開催されました。

第1部では、「被害者の声」として、大阪・岐阜・愛知連続リンチ殺人事件の御遺族である江崎恭平さんと、田園調布暴走運転事故の御遺族である水島紀夫・納子さんが講演を行い、第2部では、参加者が一緒に考え、思いを語り合う「車座トーク」を行いました。

今年の大会を通して、お互いに語り、学び、そして交流を深める中で、課題に立ち向かう勇気が得られたと思います。

今後も、被害者に対する理解を高め、命の尊厳と社会正義に向け、取り組んでいきたいと考えています。

### 犯罪被害者週間全国大会～いのち・きぼう・未来～



提供：ハートバンド